

平成 28 年 第 4 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 5 日

平成 28 年 12 月 7 日

平成 28 年 12 月 9 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (12 月 5 日)

| | |
|----------------|----|
| 議 事 日 程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出 席 議 員 | 2 |
| 欠 席 議 員 | 3 |
| 議会事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者 | 3 |
| 開会・開議宣言 | 4 |
| 会期の決定について | 4 |
| 会議録署名議員の指名について | 4 |
| 町 長 諸 報 告 | 5 |
| 議案第 64号 | 7 |
| 議案第 65号 | 9 |
| 議案第 66号 | 10 |
| 議案第 67号 | 12 |
| 議案第 68号 | 14 |
| 議案第 69号 | 15 |
| 議案第 70号 | 16 |
| 議案第 71号 | 19 |
| 議案第 72号 | 20 |
| 議案第 73号 | 22 |
| 議案第 74号 | 24 |
| 議案第 75号 | 26 |
| 議案第 76号 | 27 |
| 議案第 77号 | 28 |
| 議案第 78号 | 30 |
| 議案第 79号 | 31 |
| 散 会 | 31 |

第 2 号 (12 月 7 日)

| | |
|-------------|----|
| 議 事 日 程 | 32 |
| 本日の会議に付した事件 | 32 |
| 出 席 議 員 | 32 |
| 欠 席 議 員 | 32 |
| 議会事務局職員出席者 | 32 |
| 説明のため出席した者 | 32 |

| | |
|-------------------|----|
| 開 議 宣 言 | 33 |
| 8 番 議 員 猪 谷 繁 幸 | 33 |
| 1 4 番 議 員 今 村 桂 子 | 35 |
| 9 番 議 員 田 原 重 美 | 47 |
| 1 番 議 員 児 玉 求 | 52 |
| 散 会 | 52 |

第 3 号 (1 2 月 9 日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 議 事 日 程 | 53 |
| 本日の会議に付した事件 | 53 |
| 出 席 議 員 | 54 |
| 欠 席 議 員 | 54 |
| 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者 | 55 |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 | 55 |
| 開 議 宣 言 | 56 |
| 議 案 第 6 4 号 | 56 |
| 議 案 第 6 5 号 | 57 |
| 議 案 第 6 6 号 | 58 |
| 議 案 第 6 7 号 | 61 |
| 議 案 第 6 8 号 | 62 |
| 議 案 第 6 9 号 | 64 |
| 議 案 第 7 0 号 | 65 |
| 議 案 第 7 1 号 | 67 |
| 議 案 第 7 2 号 | 70 |
| 議 案 第 7 3 号 | 72 |
| 議 案 第 7 4 号 | 73 |
| 議 案 第 7 5 号 | 75 |
| 議 案 第 7 6 号 | 76 |
| 議 案 第 7 7 号 | 77 |
| 議 案 第 7 8 号 | 78 |
| 議 案 第 7 9 号 | 80 |
| 発 議 第 1 号 | 80 |
| 委 員 会 の 閉 会 中 の 継 続 調 査 に つ い て | 83 |
| 議 員 の 派 遣 に つ い て | 83 |
| 閉 会 | 84 |

議事日程(第1号)

平成28年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第64号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第65号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第66号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第69号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第71号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第72号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第73号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第74号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第75号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第76号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第77号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第78号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第79号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第 64 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 65 号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 66 号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 67 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 68 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 69 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 70 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 71 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 72 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 73 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 74 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 75 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 76 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 77 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 78 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 79 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 児 玉 求 | 2 番 | 世 利 孝 志 |
| 3 番 | 白 水 勝 元 | 5 番 | 三 角 栄 重 |
| 6 番 | 田 ノ 上 真 | 7 番 | 松 山 力 弥 |
| 8 番 | 猪 谷 繁 幸 | 9 番 | 田 原 重 美 |
| 10 番 | 合 屋 伸 好 | 11 番 | 原 野 敏 彦 |
| 12 番 | 三 上 政 義 | 13 番 | 柴 田 真 人 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 三 角 良 人 |

欠 席 議 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長 | 中 嶋 裕 史 | 副 町 長 | 平 松 秀 一 |
| 教 育 長 | 安 河 内 文 彦 | 理事(会計管理者) | 今 泉 俊 裕 |
| 総 務 課 長 | 満 行 誠 | 都市整備課長 | 安 河 内 久 人 |
| 地域振興課長 | 安 河 内 隆 | まちづくり課長 | 櫻 木 幹 夫 |
| 上下水道課長 | 石 井 浩 二 | 健康福祉課長 | 小 林 は つ み |
| 住 民 課 長 | 梅 野 猛 | 税 務 課 長 | 甲 能 裕 和 |
| 子ども教育課長 | 御 手 洗 文 生 | 社会教育課長 | 川 津 政 文 |
| 総 務 課 参 事 | 平 山 幸 治 | 総務課課長補佐 | 諸 石 豊 |
| 監 査 委 員 | 百 田 清 二 | | |

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

今定例会は、1週間と短い期間でございますが、皆さん集中してよろしく申し上げます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまから平成28年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成28年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月28日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成28年第4回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された案件は、議案が16件、意見書2件、ほか町長諸報告が6件でございます。

会期は、本日12月5日から12月9日までの5日間としております。

委員会付託については、議案第65号から71号、議案第77号から79号を総務建設産業委員会に、議案第72号、73号、75号、76号を文教厚生委員会に付託をいたします。

会期2日目の6日は、予算審査特別委員会。終了後、各常任委員会を開催し、一般質問は12月7日午前9時より行い、終了後に全員協議会を特別会議室において開催をいたします。

12月9日、最終本会議では、議案16件、意見書2件の採決を行い、終了後、広報特別委員会を開催する予定でございます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの5日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月9日までの5日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指定について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 12月定例議会を開催いたしましたところ、全員御出席で感謝申し上げます。

早いもので今年もあと1カ月足らずというふうに、月日のたつのも早く感じる今日この頃でございます。28年を振り返ってみますと、一般的には順風満帆ではなかったかなというふうに感じておりますが、議員さんあるいは区長さん方に病気をされる方がおられまして、しかし元気に回復されておりますので、安堵いたしておるところでございます。

今年のトピックスと申しますか、消防が全国大会に行ったことをはじめ、これから第一小学校の創作ダンスが全国大会に行きますし、中学校あるいは小学校で九州大会に出場するというところで、若い人たちの活躍が目立った1年であったように思われます。

それでは、諸報告を申し上げます。

まず、第1番目に、地域創生事業プレミアム商品券及びプレミアム住宅リフォーム券の販売についてでございます。

本年度も住宅リフォーム等を対象とした須恵町プレミアム付住宅リフォーム券及びプレミアム商品券を、昨年と同じ規模で、総額1億6,500万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行須恵支店を窓口で、須恵町役場及び商工会主催で、平成28年9月1日販売したところでございます。どちらも完売し、現在換金作業を行っておるところでございます。町外の住民の利用者の方も多数おられることから、町外からの現金獲得による経済的効果は多大なものがあると確信いたしております。

その効果といたしましては、全てがこの事業におけるものではございませんが、本年度、法人住民税におきまして、予算ベースで15%アップを実現しており、平成29年度におきましても、これに勝る効果と、さらなる町内の事業を営んでおられる方々の、稼ぐ力の潤滑油となる事業となることを期待しておるところでございます。

次に、須恵町PR事業についてでございます。

昨年度行いました、須恵町PR事業におきましては、須恵町出身の郷ひろみさんに対談などいろいろ御協力をいただきまして、須恵町の魅力を町内外に広く情報発信を進めることができたところでございます。本年度におきましても、郷ひろみさんの関係者の方を招いて職員研修や、3コミュニティで行われました夏祭りなどのイベント会場において、郷ひろみさんのディナーショーチケット抽選会を行ったところでございます。さらに、ディナーショーに参加いただく12組の当選者の方々には、郷ひろみさんの特別なご計らいで、御一緒に記念写真を撮っていた

だくことなどとなっております。今後も、郷ひろみさんには御協力をいただき、須恵町のイメージアップに取り組んでまいります。

次に、行政評価制度の実施についてでございますが、本年度、須恵町の職員の行政評価能力向上のための人材育成事業といたしまして、行政評価制度の導入を進めておるところでございます。事務事業の目的や対象を明確化し、効率・効果的な行政運営を行うことを目的といたしまして、本年度より数年をかけて導入してまいります。現在、須恵町行政評価導入基本方針の策定が完了しており、今後、職員に対し、業務の体系化作業を行うための研修を行い、体系化の取りまとめとその完成までを行ってまいります。徐々にではございますが、時代にマッチした職員の育成に努めてまいります。

次に、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業についてでございます。

本年度、須恵町の総合戦略の効果をさらに加速化させ、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業に取り組んでおります。これまでに、協議会設立に向けた取り組みを行っており、現在は、地域関係者へのヒアリングを行い、地域課題や活用できる強みや資源把握を行ったところがございます。既に、この事業を推し進めていくための施策、十数項目の案件を作成しております。今後、企業の代表の方や商工会・農業関係者の方々数名で、具体的にワーキンググループを行いながら、実現のためのディスカッションを重ねてまいります。将来、この事業は、まちづくりのための根幹となっております。

早期の協議会の設立、活力ある須恵町となるための魅力ある事業の創設と、安定稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、国民健康保険税の税率の改定でございますが、本年10月25日、町長室において、今村副議長が会長を務めておられます国民健康保険運営協議会から、国保事業に対して、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努め、保険税の調定増を行い、財政運営の安定化を図るよう建議書が提出されました。その内容を詳細に検討した結果、国保税の改定を含む、条例の一部改正を本議会に提案することとしましたので報告します。

国民健康保険は、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後のとりでとして、基盤的役割を果たしてきたところですが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどといった、構造的な問題を数多く抱えており、社会全体で支えていく必要が求められております。

このため、国保事業の運営は、被保険者の保険税や国県の負担金などに加え、一般会計から法定繰入等を財源といたしますが、それでも不足する財源については、町の単独負担として一般会計から赤字補填である法定外繰入を行っております。

前回税率改正した平成20年度以降の法定外繰入金の累計は、既に10億円を超えている状況です。

また、平成30年度から国保制度改革により、県が財政運営責任主体となり、県が市町村ごとに設定する標準保険税をもとに、それぞれ国保税率を定めていくこととなりますが、当町は、県平均より医療費水準が高く、現在の保険税率との乖離も懸念されております。

今後、示される福岡県の国保財政運営方針には、財政収支の改善が求められ、赤字市町村においては、赤字解消・削減のための取り組みを具体的に進めていくことが必要になると思われま

す。今回の改定により、被保険者の皆様は、国民健康保険税の負担増をお願いすることとなりますが、命と健康を支える国民健康保険制度を持続的なものとするために御理解御協力をお願いいたします。

最後になりますが、城山の防災会館、これ仮称でございますが、建設について申し上げます。

城山公民館は、昭和57年城山親子文庫として建設し、現在は公民館として利用しております。

城山区公民館は、災害時の指定避難所となっておりますが、建築から34年が経過しており、木造で耐震構造となっておりますので、有事の際の防災拠点として活動できる施設を、来年度にかけて整備する計画でございます。

今回建設を予定しております城山区には、土砂災害警戒区域が一部あることや、65歳以上の割合が39.3%と、町内行政区の中でも高い割合を占めていることから、最寄りに耐震化された指定避難所や防災の資材機材などを備える倉庫を整備する必要があると考えます。

整備にかかわる財源といたしましては、地元からの寄附金および交付税措置がある起債を充てる予定でございます。

現在、町内の防災施設としては、役場の敷地にあります須恵町防災センター、佐谷の東部防災センター、旭ヶ丘の防災倉庫があり、昨年度は中部防災センター用地を取得しており、施設の整備を進めているところでございます。この中部防災センターというのは、須恵区の中心地につくりたいと。その土地を今年購入させていただいております。

今後とも須恵町全域の防災の向上を図るとともに、地域住民の安全の向上を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位によりしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） おはようございます。

議案書は1ページをお願いいたします。

議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について。これは、去る10月14日に長野県で行われました全国消防操法大会出場に係る補正予算でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分しましたので、本議会に報告し、承認を求めます。

本来、補正予算は、議会の議決が必要でございますが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、町長専決処分したところでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳出補正予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,490万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入になります。17款1項繰入金1,100万円の補正、これは財政調整基金を取り崩しまして、この一般会計へ繰り入れするものでございます。

19款諸収入3項雑入100万円、これは全国消防操法大会出場に対します糟屋郡町村会からの助成金でございます。

次に、3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項議会費71万円は、議会議員さん方8人の特別旅費でございます。

9款1項消防費1,149万3,000円の補正は、上須恵分団ほかの特別旅費及び出動費用弁償、大会応援者の旅費補助金ほか結果報告会などに係ります予算を計上いたしております。

以上が、9月に専決処分をいたしました補正予算の報告でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

日程第5. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） おはようございます。

議案書2ページでございます。議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合同規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしましては、平成29年4月1日から、新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対象表、4ページをお願いいたします。

第3条第1項第1号中、右側改正前葬祭場を、左側改正後組合立葬祭場、以下葬祭場というに改め、次の5ページをお願いいたします。

第13条第2項中、右側改正前新宮町の人口は相島の人口を除いた人口によるものとしを、左側改正後削るものでございます。

3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更についてを、総務建設産業委員会に付託しま

す。

日程第6. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） 議案書6ページでございます。

議案第66号須恵町農業委員会の委員定数に関する条例の制定について、須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由の説明といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へ変更されたため、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例第1条において条例の目的を、第2条において委員の定数を定めております。

附則といたしまして、第1項この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項では、条例を施行するための準備行為を条例施行前においても行うことができること、第3項では現行の須恵町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること、第4項では特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例におきまして、新旧対照表の8ページをお願いいたします。

右側改正前農業委員会委員、年額、会長18万7,000円、副会長16万6,000円、委員16万1,000円を、左側改正後それぞれの報酬額の次に実績加算額予算に定められた範囲内を加えることに改めるものでございます。

前の7ページ目に戻っていただきたいと思えます。

附則の5項では、条例施行の際、現に在任する農業委員会の委員が任期満了の日までに限り在任するものとする経過措置を定めております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お尋ねします。

この第2条の委員の定数は9人というのは、現状の定員ということでございましょうか。それと、もう一つ、この公選でなく、これは今、町長の決裁だというふうなことになるんでしょうか。

それともう一つ、8ページを見ていただいて、実績加算額、予算に定められた範囲内というのは、一体どういうことか、それをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） まず、定数でございますが、9名は現在9名と変わりません。それから……。

○議長（三角 良人） あの、町長が説明するとはどうのこうのって。選挙廃止になったでしょうが。その件。

○地域振興課長（安河内 隆） 今現在が公選でございますが、改正後は町長が任命する選任制になるということでございます。

それから、3番目の実績加算額、予算に定められた範囲内ということでございますが、農業委員会の農業委員さんの仕事というのがございまして、今回新たに国が農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進するというので、農地の利用の最適化、内容は担い手への農地の集積、それから集約化、それから遊休農地の発生防止それから解消、新規参入等の促進を推進する事務を、農業委員にやってくださいというような制度になっています。

これは、国がこの分の実績の加算分を交付金という形で国が出しましょうという制度になっています。うちには現在のところ、この制度自体でもやるということはないので、実質的には今の報酬の額と変わらないんですけど、今後制度が変わって、そういうふうなことをする、交付金をもらうようになった場合は、当然その分だけはまた加算して報酬として支払わなければなりませんので、そういう場合に限るということを今回盛り込んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） それは、支給は交付金内ということでございましょうか。

○議長（三角 良人） 安河内課長。

○地域振興課長（安河内 隆） そうでございます。この制度自体は、今の農業委員さんに支給しております報酬額とは別に、国が別枠で交付金をやりましょうということになっています。ただ、これをやるにはまだ、そういう計画をつくらなくてはいけないし、結構手続等は要るようになっています。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号須恵町農業委員会の委員の

定数に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書は9ページをお願いいたします。

議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由といたしましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

12ページの新旧対照表をお願いいたします。では、12ページの新旧対照表です。

第8条の2では、介護の対象となる子どもを明確化しまして、第2項及び次のページの第4項では、下線の文言を要介護者に改めております。

次の14ページをお願いします。ここでは、休暇の種類第11条では介護時間を新たに設けまして、介護休暇第15条では要介護者と指定期間を規定しまして、介護休暇を分割して3回までとれるようにすること、次の第15条の2では、介護時間の規定を新設しております。家庭の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して、雇用関係を整備するものでございます。

11ページをお願いいたします。附則の施行期日でございます。この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 内容を見ますと、現在は半年で時間制限なしで有給というふうな扱いになってるんじゃないかと思うんですが、この改正では3年、1日2時間で、1時間で換算して減給されるというふうになっております。これは、労働条件の改悪というふうになっているんじゃないかなと思います。

それで、50歳平均で、1月毎日2時間介護するといまして、減額、これはどのぐらいになりますでしょうか。それもちょっと。

○議長（三角 良人） 質問を要約して。

○議員（1番 児玉 求） これは、現状は介護休暇っていうのは有給としてなっとるわけですが、今後は時間によって時給で減額されていくと、引かれるということです。だから、介護休暇

という名目でございますが、介護した場合に1時間当たり減俸しますよということでもありますので、非常に労働条件と、そして、給与が減ってくることで介護もなかなかしにくくなるんじゃないかなというふうな危惧があります。そこをちょっとお答えください。

○議長（三角 良人） 満行課長。

○総務課長（満行 誠） 介護時間に関しましては、今おっしゃられたように2時間の範囲内では減額給与化されます。ただし、これはあくまでも新設ですので、通常の介護休暇はございまして、さらに必要な介護時間が生じた場合にはとっていただくと。その時間については、やはり給与からは減額はいたしませんという制度を新たに設けたものでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） その、介護時間っていいんですが、その家庭内でやはり介護する時間が、5時間なら5時間というふうな形になった場合に、だからこの、今の、私が見ますと今の現状をちょっとお尋ねいたします。今の介護休暇のときは有給扱いになっているんじゃないかと私は思っ取るわけですが、今後この……

○町長（中嶋 裕史） それはそのままきとるんですよ、これプラスなんですよ、これは。プラス時間っちゃう。

○議長（三角 良人） 町長。ちょっと待ち。あなたが言うたらいかん。児玉議員ちゃんと答弁聞きよりますか、あなた。介護休暇は別にあるっていう答えやったでしょう。あなた、聞きようですか、人の話を。

○議員（1番 児玉 求） 済みません、もう一度お願いします。

○議長（三角 良人） 何を。

○議員（1番 児玉 求） 今の件を。

○議長（三角 良人） 今の件で何の件。何の件ですか。

○議員（1番 児玉 求） 現状を。じゃあ、今は現在としましては、介護する場合において有給扱いになるということですよ。そしたら、今度この新しく2時間と、その限度額時間が2時間内にすると、3年間でというふうな形ではありますが、どちらにしろ、いわゆる、介護する今の現状からして、介護する時間に対して減給になるということは、やはりそれだけ給料が減るという形になりますんで。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 現行の分は、法律として残るわけですよ、介護休暇っていうのは残る。それプラス介護の時間休暇っていうのは、今度新しく設けられた。この介護時間休暇っていうのは、給与からカットしますよという。今までの分はそのとおりのわけなんです。有給休暇で介護休暇っていうのは、わかります。新たなものは給料からカットしますよということでございます。

だから、分厚くなってきたわけです。介護休暇が分厚くなってきたと。ただ、当面は給与から差っ引きますよ、その部分は。そういうことです。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 確かに、分厚くなったということでございますが、現状、そのまま移行しておけば、別にその2時間の分を減給するという必要はないんじゃないかなと、私は思います。

○議長（三角 良人） 特別に教育してもらえんですかね。この方。どなたか。会議が長くなります。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） まだ決まっていませんけども、うちの委員会に付託されますので、うちの委員会で問題にします。その後に本会議でいいですけども、その場で質問いただきたいと。思います。よろしくをお願いします。この場で1から10まで討論する必要はないと思いますので、よろしく、質疑はないと思いますので、ここら辺で進んでください。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は16ページをお願いいたします。議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由といたしましては、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するものでございます。

具体的に申しますと、現在の期末手当3.15月分を0.1月分引き上げまして、3.25月分とするものでございます。

18ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、施行日適用日が異なることから、2条立てとなっております。

まず、上段の第1条関係でございます。期末手当第5条第2項におきまして、100分の165を175へ改めます。これは、今年12月の期末手当を0.1月分引き上げるもので、年

間の期末手当も3.25月分に引き上げるものでございます。

次に、下段の第2条関係でございます。同じく期末手当第5条第2項の前段におきまして、100分の150を155へ改めます。これは、来年6月の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。後段におきましては、100分の175、先ほど改めました100分の175を170へ引き下げるものです。これは、先ほどの12月の期末手当を一旦、0.1月分引き上げたものを、来年の12月に0.05月分引き下げるものでございます。

これで、29年度からは、6月と12月の期末手当に平たく0.1月分を配分し直したものが、第2条でございます。

前の17ページをお願いいたします。附則の施行期日第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、第1条の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものでございます。

以下、第2条給与の内払い第3条は規則への委任をそれぞれ規定しております。

以上のとおり、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 特別職の皆さんの現在の年俸と、この改正後の年俸を教えてくださいたいと思います。

○議長（三角 良人） 特別職じゃない、今は。（「今議員ですよ」の声あり）何言うてるんですか。今、何の議題ですか、お座りください。ほかに質疑ありません。これにて質疑を終結します。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書は19ページをお願いいたします。

議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由としまして、人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。現在の特別職の期末手当の支給割合は、年間3.15月分でございます。こ

れを0.1月分引き上げまして3.25月分とするものでございます。

では、21ページの新旧対照表をお願いいたします。

この改正は、先ほどの議案第68号の議会議員の期末手当の改定と同様の内容になります。

上段の第1条関係では、給与第3条第4項の期末手当におきまして、支給割合100分の165を175へ改め、今年12月の期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、下段の第2条関係では、前段におきまして、100分の150を155へ改め、来年6月の期末手当を0.05月分引き上げます。後段では、100分の175を170へ引き下げまして、上段でありました第1条関係で12月の期末手当を0.1月分引き上げておるものを、来年は0.05月分引き下げまして、これで、29年度分は、6月と12月の期末手当に0.1月分を平たく配分し直す規定でございます。

前の20ページをお願いします。附則の施行期日でございます。第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては、29年4月1日から施行するものです。

次の第2項では、第1条の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 済みません、先ほどは早とちりいたしました。特別職の皆さんの現在の年俸と、改正後の年俸を教えてください。

○議長（三角 良人） これいい、資産報告書を出してもらっています。これは閲覧できますから、それを見てください。6月議会で報告しないを否決してから、報告義務を議会で可決していますので、それを見てください。

○議員（1番 児玉 求） 了解しました。

○議長（三角 良人） ほかに質疑は。これにて質疑を終結します。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は22ページをお願いします。

議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由としては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

28ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関係から、これは適用日を28年4月1日及び12月1日からとするものでございます。

では、第20条第2項の勤勉手当、その勤勉手当の総額を規定する改正につきまして、第1号では、100分の80を90に改めます。再任用職員につきましては、第2号で100分の37.5を42.5へ改めます。勤勉手当基礎額にこの割合を乗じた額が支給総額の上限となるものでございます。

附則の第5項では、100の1.2を1.35へ、また100分の80を90に改めております。これは、平成30年3月31日までの間、課長で55歳以上の職員の給料及び手当につきましては、現在1.5%を減額しておりますが、これに呼応して当該職員の勤勉手当の支給総額につきましても、1.5%相当の減額をする規定でございます。

26ページをお願いいたします。別表第1でございます。これは、行政職給料表でございます。人事院勧告に準じまして、今回給料表を4月1日に遡及しまして改定しております。大卒の初任給は1,500円を引き上げるとともに、若年層につきましても同程度の給料表の改定を行っております。そのほか、それぞれ400円程度の引き上げを基本に改定いたしまして、全体では平均改定率は0.2%としております。

29ページをお願いいたします。これは第2条関係になります。これは、来年の平成29年4月1日から施行するものでございます。扶養手当第7条第2項で、改正前の第2項の子及び孫を、改正後は2号と3号にそれぞれ分けまして、次の第3項のところで、第2号の子を6,500円の扶養手当を1万円に引き上げ、第1号の配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円に引き下げるものでございます。

30ページをお願いします。第8条では、扶養に係る届け出規定の整理をしております。

31ページ、勤勉手当、第20条でございます。そして次の32ページをお願いいたします。ここはさっきの第1条関係と同様になりますが、第1号では100分の90を85に改め、再任用職員につきましては、第2号で100分の42.5を40へ改めます。勤勉手当基礎額にこの割合を乗じた価格が、支給総額の上限となるものでございます。

附則の第5項では、100分の1.35を1.275へ、また100の90を85へ改めております。

24ページをお願いいたします。中段のところの附則施行期日等でございます。第1条では、

この条例は公布の日から施行しますが、第2条及び附則の第3条の規定につきましては、来年平成29年4月1日から施行するものです。

次の第1項では、第1条の規定につきましては、平成28年4月1日及び12月1日から適用するものでございます。第2条は給与の内払い、第3条は扶養手当に関する特例でございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 29ページちょっと見ていただきまして、第2条関係のこの第7条の各1この略、これをちょっと説明してください。

それと、29ページの第2条関係の7条の1、これをちょっと説明していただくのと、これです。いろいろ手当がふえとる分もありますが、トータルで扶養手当の引き下げにはなっておりませんか。それもちょうとお答えください。

○議長（三角 良人） ちょっと待って、7条の何。

○議員（1番 児玉 求） 第7条の2の1号。この略ってありますね。これを教えてください。

○議長（三角 良人） 書いてないから略やろ。本当に。もう一つは。

○議員（1番 児玉 求） それと……。

○議長（三角 良人） 扶養手当が下がるんじゃないかということ。

○議員（1番 児玉 求） ええ、そういうことです。

○議長（三角 良人） そのようにきちんと言いなさい。満行課長。

○総務課長（満行 誠） 1号の略は、配偶者になります。

○議長（三角 良人） 変更ないからやろ。

○総務課長（満行 誠） はい。

○議長（三角 良人） そう言いなさい。

○総務課長（満行 誠） そして、トータルで加減がどうかということでございますが、正確にここで申し上げる数字は持ち合わせておりませんが、配偶者の数と扶養子どもの数を比べた場合、子どもの数が多いかと自分では思っておりますので、引き上げのほうは扶養手当の数字は上がるんじゃないかと推測しております。

詳しいことは、また必要なときにお知らせをしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） 児玉議員、いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第71号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能税務課長。

○税務課長（甲能 裕和） おはようございます。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日等から施行されることに伴うものです。それに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案をするものです。

次のページから41ページまでが改め分となっております。

40ページをお願いいたします。附則として、第1条で施行期日を定めております。この条例は、平成29年1月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行します。

(1) 第2条の規定、公布の日から施行し。平成28年4月1日から適用をします。

(2) 1条中、須恵町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行します。

42ページから58ページまで、新旧対照表を添付しております。これにより説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。1条関係です。第19条で、法律改正に伴い法人町民税の改正等の申告による延滞金の計算の控除期間の所要の規定の整備等となっております。

43ページをお願いいたします。第34条の8の、外国税控除額は文言の改めとなっております。その下、43条については、個人住民税の延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

45ページをお願いいたします。第48条の法人の町民税の申告納付についても、43条同様、法人町民税の延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

47ページをお願いいたします。第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付手続についても、法律改正に伴い、第43条と同様、延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

48ページをお願いいたします。ここから附則の説明となります。

第6条の特定一般医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間、医療用から転用される医薬品、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用について、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人住民税に限り、所得から控除する医療費控除の特例が新設されております。

49ページをお願いいたします。第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例について、外国居住者の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に合わせるものです。

52ページをお願いいたします。第20条の3について、第20条の2を新設することに伴う条項のずれの整備となっております。

57ページをお願いいたします。2条関係で、須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、附則として平成28年須恵町税条例第16号において、固定資産税に関する経過措置について、補足と施行期日になっております。今回の改正内容につきまして、さらに委員会で説明させていただきたいと思っております。

以上となっております。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第72号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

平成30年度からの、県が財政運営主体となる国保制度改革に当たり、県が設定する標準保険税率をもとに定めていく国保税率と現在の保険税率との乖離や、一般会計からの赤字補填である法定外繰入金の解消、削減の取り組みを進めていく必要があるため、税率の改定を行うものです。

63ページの新旧対照表で説明いたします。

第4条から第6条の2で、基礎課税額、医療費給付分のことですが、税率改定をし、資産割率を削除した4方式から3方式に課税方式を改定しております。

次のページの64ページをお願いします。第7条から第8条の2で、後期高齢者支援金等課税額の税率を改定し、第9条から次のページの第10条の2で、介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。

その下、第25条第1号で、7割軽減世帯の納税義務者について、次のページ66ページの第2号で、5割軽減世帯の納税義務者について、その次のページ67ページの第3号で、2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割から減額する額の改定を、税率改定に伴い行うものです。

68ページの上のほうです。附則では、外国居住者等所得相互免除法の一部改正に合わせ、10項町民税で分離課税される特定適用利子等の額を、11項で特定適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるため、規定の整備を行うものです。

62ページに戻っていただいて、附則第1項で、この条例は平成29年1月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） ここの改定の件ですけど、なかなか国保税が高いという住民の……

○議長（三角 良人） 児玉議員、あなたはどこかいな。担当は。文教厚生委員会。文教厚生委員会で詳しく説明してもらえんですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、ここで質問いたします。お尋ねいたします。

非常に国保税高いということで、町民の皆さんの国保税引き下げてくれというのがあるわけですが、具体的に現在年収、世帯主が300万円、妻が100万円、中学生が1人、小学生が

1人の4人家族で、現在の税額と比べて、改正後に、税額は幾らふえるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三角 良人） すぐに出らんでしょう、そういうのは。

○議員（1番 児玉 求） すぐでもなくてもいいですけど。

○議長（三角 良人） 委員会にしてください。そういうのは。委員会で、詳しく質疑。

まず委員会になる前に、その質問内容出して。

○議員（1番 児玉 求） わかりました。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第72号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第73号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林はつみ） おはようございます。初めての説明でございます。大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の70ページをお願いいたします。

議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表、72ページをお願いいたします。

改正前の第3条第1項第1号の下線の部分に、対象者の追加をし、改正後、町内に居住しているものまたはその子弟であって専修学校等に入校した年度の前年度に中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む）または高等学校もしくは中等教育学校の後期課程を中退した者であることと改正するものでございます。

71ページに戻っていただいて、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） 改正後の義務教育学校についてちょっと説明をお願いいたします。
- 議長（三角 良人） それは委員会でいいでしょう。担当委員会でしょう。あなた。
- 議員（1番 児玉 求） いや、そうですけど……
- 議長（三角 良人） だからそこでしてください。
- 議員（1番 児玉 求） いや、今聞いても別に問題ないでしょう。
- 議長（三角 良人） 委員会主義だ。委員会で詳しく説明するんだから。原野議員。
- 議員（11番 原野 敏彦） お疲れさまでございます。常任委員会ってやっぱりあるんで、本議会でうちのほうに付託をされるわけですよ。私は常任委員会の同じ委員会ですから、まずここで審議をして、そうしないと、この議場でのあり方が変わってくると思うんですよ、ここでもかんでも質問して、答えをいただいて、また、うちの委員会で審議をする。それは無駄ですよ。皆そうです。

児玉議員は私たちと同じ文教厚生委員ですから、今の議案に関しても、委員会でしっかりと反対し、どうしてもわからない、そのときに本議会で賛否を問う。否決か可決かそうする。それが議会ですので、ルールどおりやりましょう。そうしないと、我々仲間として、1人だけ児玉議員さんが本議会で言われると、多分執行部の方も戸惑ってらっしゃると思いますので、よく理解して、常任委員会でいっぱいやりましょうや。ここで言わなくてですね。それでお願いしたいと思えます。

- 議員（1番 児玉 求） 議長。
- 議長（三角 良人） ない。
- 議員（1番 児玉 求） 申し上げたいのは、ここに役場の執行部の皆さんもいらっしゃるわけです。（「議長は指名してない」の声あり）
- 議長（三角 良人） もう質問なし。指名してない。（「指名していませんよ」という声あり）
- 議員（1番 児玉 求） はい、議長。
- 議長（三角 良人） ない。
- 議員（1番 児玉 求） 何故ですか。
- 議長（三角 良人） 違うって、あなた。さっき説明したでしょう。
- 議員（1番 児玉 求） 聞きましたよ。
- 議長（三角 良人） ですから。
- 議員（1番 児玉 求） 聞いたんです、私は意見がありますから。議長。お願いします。

こちらに役場の執行部の方の……

- 議長（三角 良人） あのね、この議場では議長に権限があるのです。勝手な発言は許可できま

せん。私の言うこと聞いてください。（「そのとおり」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） ちょっと待ってください。

○議長（三角 良人） 私の言うこと聞いてください。（「退場」との声あり） 議事進行を遅らせたなら、退場させますよ。（「議長の言うこと聞かんやったら、議場から退場だな」の声あり。）

議長「動議」松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議会の責任者たる議長の意見を聞かない、議題の妨げになる。退場を求めます。

○議長（三角 良人） 今の動議に御賛成の方。それでは、児玉議員の退場に御賛成の方、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。児玉議員の退場を求めます。これにて質疑を終結します。よって、議案第73号を文教厚生委員に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を、文教厚生委員会に付託します。

日程第14、議案第74号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書の73ページをお願いいたします。

議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条の第1項の規定により、別冊により提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の8ページをお願いいたします。平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億7,328万2,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。

続く第2条では第2表地方債補正、第3条では第3表債務負担行為補正で、それぞれ追加を行います。第4条では、新たに第4表繰越明許費を設定いたします。

次の9ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入からです。8款1項地方特

例交付金128万9,000円の補正、これは7月の普通交付税の算定結果が出ましたときに、この交付金につきまして3,128万9,000円と決定をしておりますので、その追加補正でございます。

13款1項国庫負担金2,350万円及び次の14款1項の県負担金1,175万円の補正は、歳出民生費の障害者支援費、自立支援給付費の増額補正に係る財源、国2分の1、県4分の1の負担金の補正でございます。

13款2項国庫補助金1億6,938万円の補正、これは歳出の民生費の臨時福祉給付金経済対策給付事業に係る財源で、全額国庫補助の1億3,325万8,000円及び教育費の須恵東中学校大規模改造事業の財源3,417万2,000円が主なものでございます。

歳入の最後になりますが、20款1項町債2億1,140万円。2件の新規町債がございますが、これは後ほど、第2表地方債補正で御説明いたします。

次の10ページをお願いいたします。歳出でございます。

先に、給料、手当などの職員給人件費につきまして申し上げます。先ほどの議案第70号で説明いたしましたとおり、8月の人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律が改正されましたことから、今回条例改正を提出しておりますので、それにあわせて全体的に給与等の予算補正を行っております。

では、この人件費以外のところで歳出の主立ったところを御説明いたします。

3款1項社会福祉費1億9,909万3,000円の補正、これは、歳入の国庫負担金及び国庫補助金のところで申しました、障害者支援費、自立支援給付費が5,090万円、及び臨時福祉給付金経済対策給付事業1億3,325万8,000円の補正になります。

8款5項下水道費915万9,000円の減額、これは後ほど説明がございます公共下水道事業特別会計、そちらへの一般会計からの繰り出し金の減額でございます。

9款1項消防費512万4,000円、これは冒頭の町長諸報告の中にもございました城山防災会館、仮称ではございますが、その設計監理業務委託料でございます。

10款2項小学校費356万円、ここには第一小学校がこの12月にリズムダンスふれあいコンクール全国大会に出場いたします児童及び教師の旅費相当分の補助金200万円の予算を組んでおります。

次の11ページをお願いします。

3項中学校費2億4,167万5,000円、これは須恵東中学校の大規模改造事業費2億4,160万円の補正でございます。今年の夏の第1期工事に続きまして、第2期の工事を行うものでございますが、国の補正予算を使って行うものでございます。

以上が、主な歳出の補正予算でございます。

続きまして12ページをお願いします。第2表地方債補正、歳入の補正予算、20款の町債にございました2億1,140万円を追加するものでございます。

1件目は須恵東中学校大規模改造事業債第二期2億680万円、先ほど歳出で申しました大規模改造事業費の財源となるもので、起債充当率は100%、普通交付税にはその元利償還金の70%が算入されるものです。

次の、城山防災会館（仮称）建設事業債460万円、これも先ほどの歳出の消防費のところで申し上げましたが、来年度建設に向けまして、その設計監理業務の財源となるもので、これも起債充当率は100%、普通交付税には元利償還金の50%が算入されるものです。

起債の方法は、証書借入れ、利率償還の方法はごらんとおりでございます。

次の13ページをお願いします。第3表債務負担行為補正の追加でございます。先ほどの城山防災会館（仮称）建設工事設計監理業務委託につきまして、平成28年度から29年度を期間といたしまして、限度額798万円の債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第4表繰越明許費です。これは新たに2件の事業を設定しております。この12月補正予算の歳出に計上しております予算が、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みがあるため、あらかじめ議会の議決をいただきまして、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

1件目は3款民生費1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業1億3,325万8,000円です。2件目は10款教育費3項中学校費の須恵東中学校大規模改造事業でございます。

以上が、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたので、補正予算を本議会に提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第74号を先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を、予算審査特別委員会に付託します。

日程第15、議案第75号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の74ページをお願いいたします。

議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の42ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億6,547万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページの43ページをお願いします。まず歳入からです。3款の国庫支出金7,133万9,000円、4款の療養給付費交付金1,400万円は、歳出の一般被保険者退職被保険者等の療養給付費高額療養費の補正に伴い、その財源として各補助率で増額補正をしております。

7款共同事業交付金9,382万5,000円については、国民健康保険団体連合会の通知により、8款繰入金495万5,000円は職員人件費の補正により給与費と繰入金とをしております。

9款繰越金641万円は、前年度の繰越金を計上しております。

続いて44ページ、歳出です。

1款総務費495万5,000円は、職員の異動及び人事院勧告の実施により増額補正を、2款保険給付費1億8,900万円は、療養給付費及び高額療養費の医療費の決算見込みにより増額補正をしております。7款共同事業拠出金372万6,000円は、国民健康保険団体連合会の通知により減額補正を、9款諸支出金30万円は、保険税の還付金決算見込みにより増額補正をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第75号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第76号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の75ページをお願いします。

議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の53ページをお願いします。

平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,939万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。今回の補正は、職員の課内での担当替え及び人事院勧告の実施に伴い人件費に関連する補正を行っております。

次のページ54ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。3款1項他会計繰入金は、一般会計からの人件費分の事務費繰入金で160万3,000円の減額補正を行っております。

次に歳出です。55ページをお願いします。1款1項総務管理費は、職員管理費160万3,000円を減額補正しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第77号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の76ページをお願いいたします。

議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の60ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ819万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,239万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債の補正より御説明いたします。

61ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。5款1項他会計繰入金、補正額マイナス915万9,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項繰越金、補正額407万3,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額559万5,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので、増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス870万円は、算定基準の変更に伴う減額でございます。

62ページをお願いします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額18万1,000円は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス312万2,000円は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス525万円は、平成27年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

63ページをお願いします。

第2表地方債補正。1、変更です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、公共下水道分、限度額変更前7,470万円を、変更後6,790万円に、同じく流域下水道分、限度額変更前2,570万円を、変更後2,400万円に、特別措置分、限度額変更前4,520万円を、変更後4,500万円に、算定基準の変更に伴いそれぞれ減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第77号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号平成28年度須恵町公共下

水道事業特別会計補正予算（第2号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第78号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の77ページをお願いします。

議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書68ページをお願いします。

平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,707万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

69ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。3款1項他会計繰入金、補正額マイナス252万4,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

4款1項繰越金、補正額339万7,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

6款1項町債、補正額マイナス80万円は、算定基準の変更に伴う減額でございます。

70ページをお願いします。歳出です。2款1項農業集落排水事業費、補正額27万円は、公共樹設置等による工事請負費の増額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス19万7,000円は、平成27年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

71ページをお願いします。第2表地方債補正、1、変更、起債の目的、下水道事業債資本費平準化債、限度額変更前2,350万円を、変更後2,270万円に減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく御願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第78号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第19、議案第79号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の78ページをお願いします。

議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書76ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス268万1,000円、これは人事異動に伴う人件費を減額するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第79号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を、総務建設産業委員会に付託します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月7日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時56分散会

平成28年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成28年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年12月7日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 児玉 求 | 2番 | 世利 孝志 |
| 3番 | 白水 勝元 | 5番 | 三角 栄重 |
| 6番 | 田ノ上 真 | 7番 | 松山 力弥 |
| 8番 | 猪谷 繁幸 | 9番 | 田原 重美 |
| 10番 | 合屋 伸好 | 11番 | 原野 敏彦 |
| 12番 | 三上 政義 | 13番 | 柴田 真人 |
| 14番 | 今村 桂子 | 15番 | 三角 良人 |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 吉松 良徳 | 係長 | 白水 誠 |
|----|-------|----|------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 中嶋 裕史 | 副町長 | 平松 秀一 |
| 教育長 | 安河内 文彦 | 理事(会計管理者) | 今泉 俊裕 |
| 総務課長 | 満行 誠 | 都市整備課長 | 安河内 久人 |
| 地域振興課長 | 安河内 隆 | まちづくり課長 | 櫻木 幹夫 |
| 上下水道課長 | 石井 浩二 | 健康福祉課長 | 小林 はつみ |
| 住民課長 | 梅野 猛 | 税務課長 | 甲能 裕和 |
| 子ども教育課長 | 御手洗 文生 | 社会教育課長 | 川津 政文 |
| 総務課参事 | 平山 幸治 | 総務課課長補佐 | 諸石 豊 |
| 監査委員 | 百田 清二 | | |

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

一般質問ですけど、商工会の婦人部の方がお見えになっておりますし、また、常連の傍聴者の方もおっております。議員は質疑をぴしっとしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 一般質問を行います。通告順に質問を認めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） おはようございます。通告番号1番、議席番号8番、猪谷繁幸です。本町の環境対策について質問させていただきます。

本町の環境対策につきましては、担当課職員並びに課長なりが日々努力されていると思います。私も職員時代に少し経験させていただきましたので、大変僭越なんです。どのような対応をされているか、また今後の方針について教えていただきたいと思って質問させていただきます。

本町の企業数は1,000社ほどあり、それぞれの企業で環境基準が設定されると思います。

環境基準とは、環境基準法に基づいて大気汚染、水質汚濁、騒音などの、人の健康を守り生活環境を保全するために設けられた環境上の基準であります。

企業での環境基準については、維持することが望ましい基準であり、行政上の政策目標である維持するための最低限度としてではなく、より積極的にそれ以上望むものであります。大半の企業が環境基準をクリアするために大変な努力をされていると思いますが、職種によってはクリアするのが難しい業種も多々あると思います。業種によっては、町として45社ぐらいの公害防止協定を結ばれておるとおもいます。今の現状についてどうなのか、また、協定書どおり守られているのか。それからまた水質保全区域内に指定されている事業所があるのかないのか。また、あればその事業所に対する対応等についてどうされているのか、また将来的にどのように対応されていくかをお聞かせいただきたいとおもいます。

以上です。

○議長（三角 良人） 安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） おはようございます。それでは、1点目の環境対策の現状についてお答えいたします。

環境対策の現状につきましては、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法などの法律に基づき、福岡県が指定しました規制地区区分ごとの基準により、発生する騒音や振動、悪臭、水質汚濁などの事案に対しまして、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の協力を得ながら対応しているところでございます。

また、事業所と取り交わしております公害防止協定につきましては、須恵町開発指導要綱に基づき、開発協議の中で事業者の理解を得て取り交わしております。この協定は、一般的な内容での任意な紳士協定ですので、法的な強制力などはございませんが、発生事案に対する対応等、事業者の御協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。2点目の水源保護区域内にある企業への将来的対応につきましてお答えさせていただきます。

本町では、水道に係る水質の汚濁を防止し、正常な水質を確保するため、水源を保護し、住民の生命及び健康を守る目的で、平成2年12月の町議会におきまして、水道水源保護条例の成立に至った次第でございます。

これは、国、県の法律はもとより、本町における水源の汚濁の監視と規制を行う目的で、佐谷、若水林道以南、須恵川水系の水道取水口一帯の山林、54.3ヘクタールを水道水源保護地域として指定したもので、その後、112.1ヘクタールを拡大し、現在、166.4ヘクタールを指定区域にしております。

保護区域内の住民及び土地の所有者に対して、地形または形状変更内容に関し、水質汚濁防止法施行令に該当する場合は、指導及び土地収用法等を審議しております。

また、今回の御質問にありますような事例なんですが、平成17年に水道水源保護条例第8条の規定による対象事業と判断される事業者が出てきましたので、協議書及び履行計画書等の提出により是正を促しましたが、たびたび問題が発生しまして、そのたびに県土整備事務所、保健福祉環境事務所及び地域振興課と連携し、立入検査を実施し、その都度改善するよう指導を行ったり撤去命令を行ってまいりました。

こういった事例から、現在は毎日取水状況の現場確認をするときに、河川に金属片や土砂の流出がないか等の点検を行っております。

須恵ダムや第二浄水場、中柱田貯水池等の水質検査は毎月1回、年12回行っております。そのほか深井戸、浅井戸や木霊橋、花園取水口等は年1回水質検査を行っておりますが、検査の結果、水道の原水として全く問題がないということでございます。

今後も県や保健福祉環境事務所及び地域振興課と連携し、時には立入検査を実施しながら水源の汚染防止を図り、安全で安心な水を安定的に供給できますよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（三角 良人） 猪谷議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） ありがとうございます。現状がちょっとわからなかったもので、

一応そういう内容で説明させていただきましたけども、今後とも水質汚濁等の悪臭、振動、こういう問題は簡単に片づく問題じゃないと思いますので、担当職員さんは本当大変だと思いますけども、今後ともしっかりした指導、また監督のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

.....

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。

今回、子どもの子育て支援等について、学童保育等について質問いたしますが、日ごろから執行部の皆様は、今回、夏休みの居場所づくりを提供していただきまして、非常に町民の皆様からは好評をいただいております。また、冬休みの居場所づくりも計画されているということで期待が高まっております。そして、今回も執行部、子育てに努力をしていただきまして本当にありがとうございます。

通告に従いまして2問の質問をいたします。

1問目は、学童保育の充実についてです。

政府は、共働き家庭などが利用しやすいように、学童保育の拡充と質の向上を図り、2019年度末までに学童保育で受け入れる子どもの人数を約30万人ふやしたいとしています。女性の社会進出とともに結婚、出産後も仕事を続ける女性がふえてきており、子どもを安心して預けられる環境の整備はますます重要になってきております。

厚生労働省は、放課後児童クラブ、学童保育の運営指針を策定して、国として具体的な内容を定め、各地方自治体に通知し、平成27年4月1日より運用を開始しております。

御存じのように、この子ども・子育て支援制度によって変わるのは、学童保育対策のポイントは2つあります。

1点目は、学童保育対象年齢が小学3年生から小学6年生までに引き上げられたことによります。小学4年の壁と言われるように、学童保育受け入れの対象となるのは、小学3年生までというのが一般的でした。しかし、昨今では高学年の希望者が増加。そこで、子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正で対象児童を6年生までに拡大しました。

2点目は、学童保育の指導員に関する専門資格、放課後児童支援員が創設されたことです。これまでは学童保育の指導に資格は必要ありませんでしたが、質の向上のために新たに放課後児童支援員という専門資格が誕生することになりました。

2015年4月からは、学童保育に2人以上の放課後児童支援員を設置することが義務づけられています。放課後児童支援員になるためには、各都道府県で実施される2から3カ月以内の研修、時間数は講義及び演習を合わせて24時間程度を修了する必要があります。

この研修は誰でも受講できるわけではなく、保育士や社会福祉士、教員免許状などの有資格者や高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事しているといった条件を満たしていなければなりません。今後は、保育士同様、人材不足になる可能性が高くなります。

児童福祉法の改正に伴い、町が放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを実施する責任が明確化され、その設備及び運営の基準について、国の定める基準を踏まえて町が条例を定めることとされ、平成26年12月に須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。職員の資格要件、開所日、開所時間や保護者との連絡、事故発生時の対応など、運営や施設、整備についていろいろな具体的な内容を定めております。

条例ができて2年が経過をいたしました。第14条に定められている事項の運営規程は、各小学校の学童保育所で定められていますか。

第5条4項に定められる事項の運営の内容について、みずから評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとありますが、評価、公表は行われておりますか。

第6条に定められる事項の非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。また、2項には、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならないとありますが、具体的な計画は立てられていますか。また、避難訓練は定期的に行われておりますか。

第9条の設備の基準の専用区域の面積及び支援の単位についての事項は、施行期日から当分の間適用しないことができるとありますので、まだ適用はしなくてもいいのですが、来年度から第二小学校の学童、第三小学校の学童において、入所対象児童を小学3年生から6年生までに拡大する方向にあると耳にしました。

第一小学校の学童は、以前から入所対象児童を6年生までとしていましたので、施設は大丈夫だと思いますが、第二小学校の学童、第三小学校の学童においては、拡大による入所児童の増加が見込まれますが、施設等の対応はどのようにされる予定でしょうか。

学童保育所は現在、保護者会に委託をされ役員数名で運営されています。会長を初め役員は仕事をしながら子育てをし、学童保育所の運営に携わり、自分たちだけではとても大変だしストレスも多いとの意見も聞いていますし、保護者会以外への委託も検討してほしいとの意見が出ている学童保育所もあると聞いています。

近隣町においても、保護者会以外の委託がほとんどです。また、志免町においても、保護者会の運営主体では、働きながら学童を運営するのは大変だからと委託先の検討が行われ、来年度からは保護者会以外への委託となるようです。保護者会以外への委託についてはどのようにお考えでしょうか。

その他条例の中にはさまざまな規定があります。第15条、職員、財産、収支及び利用者の処

遇の状況を明らかにする帳簿の整備、第16条、業務上知り得た利用者または家族の秘密の保持など、第17条、行った支援に関する利用者または保護者等からの苦情に迅速にかつ対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならないとあります。

また、21条には、事故発生時の対応についても書いてあります。

放課後児童支援員の雇用に関しても、資格のある人を見つけて雇用契約するのも、これからは大変になります。

保護者会の役員は毎年交代をします。また、現在入所申し込みのあった対象児童の審査は、保護者会役員数名で行っており、個人情報保護の観点からも、公的な窓口、例えば役場、コミュニティなどが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

公的な窓口で入所審査、指導員の雇用、帳簿関係、トラブルの收拾はできませんか、お尋ねをいたします。

また、須恵町学童保育所運営規則の第4条3項に、運営委託に関する事項は、契約書により別に定めるとありますが、具体的な事項について、保護者会との契約書は交わしておりますでしょうか。

第6条3項の第2・第4土曜日は現在学校は休みになっているので、この規則から第2・第4の文言は外したほうがいいのではないのでしょうか。規則の見直しは行われていますか、お尋ねをいたします。

2問目ですが、先日、中学校の部活動試合のため、生徒を送迎していた車の事故により生徒がけがをしたとのニュースがありました。送迎中の事故は今までも起こっておりたびたび報道されておりますが、須恵町での部活動の送迎の現状、対策等についてお尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、ただいま学童保育の充実につきまして御質問いただきましたので、それにつきましてお答えさせていただきたいと思います。たくさん御質問いただきましたけれども、質問の要旨に沿ってこちらのほう御回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の学童保育6年生までの拡大の方向性でございますが、これまで学童保育の受け入れは、児童福祉法に基づき小学4年生までを入所といたしておりました。平成27年度に始まりました子ども・子育て新制度におきまして、小学校に就学する児童となり6年生までが対象となっております。それによりまして6年生まで児童を受け入れている学童保育所も今現在ございます。

この新制度によりまして、それまでの保護者会規約を放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例に従った規約に改正いたしまして、運用していただくよう保護者会にお願いをいたしまして、現在それを使用いただいているという状況でございます。

2点目ですが、拡大により入所児童の増加が見込まれ、施設等の対応ができるのかという点につきましては、平成26年に第一学童保育が南幼稚園下の施設から第一小学校敷地内の施設に新設移転、第二学童は大幅な増員により、一時、学校施設を利用していましたので、平成27年度に増築、そして第三学童が本年、定員を超える応募があったため待機児童が出てしまいました。これを解消するため、旧第一保育所に移転できるよう現在調整をしているところでございます。

このようにそれぞれの施設は拡充をいたしておるところでございます。現在、それぞれの学童には定員に余裕が見られますので、保護者会、そして子ども教育課で工夫をしながら運用できるよう協議をいたします。

3点目の入所児童の審査につきましては、役員の目に触れることになり個人情報等の問題があるとの以前から連絡会で出ておりました。個人情報保護できるような方法で審査の仕方を保護者会を交えて考えたいと思っております。

また、審査事務、指導者雇用、会計処理等について窓口を設定できないかという点につきましては、公的機関がその業務を担うことになると、保護者会運営ではなくなるということになります。委託事業になるのではないかと思います。このことにつきましては、最後5点目の質問と同じ内容になりますので、最後にお答えさせていただきます。

4点目の運営規程はあるのかとの御質問でございますが、冒頭にお答えいたしましたように、今現在運営規程を改正いたしまして運用していただいております。

最後に、5点目の保護者会以外に委託する考えにつきましては、一つの学童保育所からの要望のみでの対応については考えておりません。保護者会運営でこれまで運営してきた実績があり、現在のところ、これを尊重したいと考えております。ある学童保育所では、現在の保護者会運営でよいとの考えもあり、委託にするには温度差があるように思います。

御質問に対し回答いたしました点を十分に考慮し、今後も運営のあり方について継続して協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） おはようございます。それでは、部活動送迎の現状はということについてお答えをさせていただきます。

部活動の試合時の送迎につきましては、中体連あるいは対外試合等に行く場合は、校外活動として学校長に届けるようになっております。それに基づいて出かけているわけでございます。

現在の中学校の部活動数は、須恵中学校が15部で344人、須恵東中学校が10部で

248人が加入しております。全生徒のうち部活動に入部している生徒の割合は、約8割加入しているということになるのではないかと思います。

部活動でも大会または対外試合に積極的に参加している部もあれば、そうでなく、校内で活動する部もあり、活動状況はまちまちとなっております。

御質問の生徒送迎の現状でございますが、生徒の送迎は、公共交通機関の利用を基本としており、教師による送迎は行っておりません。しかし、大会会場の場所、大会参加者の人数、運ぶ道具等の量によっては、貸し切りバスあるいは保護者の車を利用しております。貸し切りバスにつきましては、子ども教育課との事前協議を行い、必要と認められた場合、利用しているのが現状です。

公共交通機関を利用し、万が一けが等の事故が発生したときは、学校教育活動の一環としてみなされ、町が加入しております日本スポーツ振興センター災害共済からの給付金を受けられるということになります。

車による対外試合移動については、PTA総会やあるいは部活動保護者会において説明しています。内容的には、公的交通機関を利用すること、生徒の送迎については、安全に十分配慮をすること、そして保護者の車を送迎時使用する場合は、事故対応の任意保険の加入を勧めております。任意保険に加入していない保護者が送迎時に交通事故に遭った場合は、事故の状況にもよりますが、保護者の自動車保険ですかね、保険を使うしか方法がありません。あるいは個別に掛けていらっしゃる場合もあると思います。その場合に備え、保護者に部活動に係る事故対応の任意保険の加入をお願いしているところです。

この任意保険、スポーツ安全保険と申します。送迎時、学校管理下の場所ではこの保険はきかないんですけども、送迎した場合に事故が起こった場合に保障がきくという、年払いの保険でございます。

また、任意保険加入率につきましては7割程度となっております。残りの3割、未加入の保護者については次年度、事故等も起こっているということございますので、任意保険に加入するよう、学校を通して協力依頼を行っていきたいと考えております。強制じゃございませんので、保護者によっては、私のところはそんなと掛けんでも大丈夫とかですね、それ以外保険持っているという方もいらっしゃいますので、学校としては、こういった保険があるということを紹介して任意加入の保険を勧めているところです。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今お聞きしましたところ、中学校の部活動に関しては、任意保険の加入の協力を呼びかけるなど今後していただけるということで、また、学校のほうの保険加入

など対応ができていくということで安心をいたしました。

学童に関してでございますが、現在、非常に今の状況でいいというような回答でございました。これまでの経緯を考えてですね。しかしながら、先日、各学童保育所の会長、そしてほかの代表者の方々と会議も行われた中で、第一小学校の学童また第三小学校の学童においては、委託を希望する声が出たということも聞いております。

また、第二小学校の学童に関しましては、第一、第三が先に委託をすることによって、その内容を見て第二も委託をしたいというような声も出たということも聞いておりますが、保護者に関しましては、委託を希望する声のほうが最近が高まっているということだろうと思っております。

また、今回の条例、2年前にできた条例を見ますと、非常に細かい規定がたくさん盛り込まれておまして、本当に今会長をされている方というのは女性ばかりです。家庭に入るとお母さんということでございますが、子育てをしながら仕事も夜遅くまでされてあったりとかしながら、また学童のこういう帳簿つけ、会計の方におかれましては、第一でいいますと700万円ぐらいのお金が多分あると思うんですね、それを動かすような帳簿をつける。

また、先生等もこの規約の中で見ると、非常に先生を探すのも大変ということで、今回も2名ほどやめられるようなことの話が出ていて、先生を探すのが苦慮しているということも聞いております。

また、土曜日に関しましても、運営をしていくのができるかどうかということも今苦慮していると。先生を探す中で、土曜日まで出てくださる先生がなかなかいないということもありまして、非常に指導員を探すことが、今後ますます大変になってくると。

そういうようなこともありますし、この規定からいうと、本当に避難訓練の実施をしたり、いろんな計画を立てたり、事故が起こったときの連絡、対応したり、それと入所の審査のときも、昨年、第三小学校2名漏れたということでお話ございましたが、そのときも役員4～5名で情報は紙に書いてあるのを見て、家庭の状況が全てわかります。経済状況から家庭の家族環境。そういうものを見て、この子を入れる、入れないを保護者が審査をすると。その中で、やはり自分たちがこういう情報を知っていいのだろうかというような保護者もいて、しかも毎年その保護者は変わるわけですね、役員が。毎年数名の方が各家庭の事情を知るわけです。情報は本当に公開されているようなもので、保持されているのかなということを非常に考えるところでございます。そういう状況もありますし、本当に、昔は保護者会で運営していて、それは確かに須恵町に関しましては保護者会から学童をつくってくれということの提案があって、そして町がのってつくったという経緯等もございますし、これまでうまくいっていたということも確かだろうと思えます。

しかし、社会の流れの中で、本当に大変な状況が生まれていることも事実でありますし、今回

このような子育て支援制度、新制度ができて、さまざまな条例で縛りができてきております。それを全て本当にやるとしたら、果たしてこれを保護者会がやれるのだろうか。私が数点質問をさせていただきました。できていますかと。避難訓練とか。いろんなことを今質問しましたが、課長のほうからは回答をいただいておりますので、もう一遍、細かい内容、条例の内容なので、内容等は全てわかってあると思います。その細かいことはほとんどできてないんじゃないかなろうかと私は思っておるところでございますが、それを今後保護者会の中でやっていってくれというのは本当に無理だろうと思っております。

そんな中で、やはりこれではトラブル等があったとこの窓口もつくれということでございますが、トラブルが、日常茶飯事、ある程度トラブルはお聞きになっていると思いますが、それを保護者会の役員が、本当に窓口になって対応できるのだろうか。この条例のとおりやれば、本当に大変なことになるんじゃないかなろうかと。そこで委託も検討してほしいという保護者の声が出てきたんじゃないかなろうかと思っております。委託が無理なら、せめてできるところを公的なところでやらしてもらえないだろうかということでの提案でございますが、その辺も検討を今後できるのかできないのかということと。

もう一点、今度から現実的に小学校6年生まで拡大をされるわけでございますが、第一小は今まで拡大されてたので、余りふえるという可能性はないので、今の施設で十分だと思いますが、三小に関しましては、隣の前あった施設に移動するというので、ここも確保はできていると思います。第二小に関しましては、今までの4年生まででもちょっと人数が急激にふえて、新しいところを新設ということが今まで起こっております。これでまた6年生までということになりますと、今の3分の1ぐらいの数はふえていくんじゃないかなろうかと。今年度一気にふえなくても、今の4年生が5年生に上がる時にその数、また6年生に上がる時にはそのプラスアルファということで、この2年間でまたふえていくということは予想されるところでございます。二小の場合、空き教室もなかなかないということで、非常に施設的には厳しい面があるんじゃないかなろうかと思うところでございますが。来年度からはすぐに起こりますので、その施設等、また先生の確保等、こういう厳しい規則、支援員という制度が設けられましたので、その辺も保護者で見つけるのは厳しいということであれば、役場のほうがある程度の力になっていただきたいと思えますし、この条例の中には町長の勧告ということができるとか、町が今後管理指導を行うという状況の厳しいこともうたってあって、町がある程度のことを主体的にやっていかないといけないのかなと思っておりますので、その辺をお答えください。

○議長（三角 良人） 避難訓練とか消火活動の件については、第14条に定めてあります。いつの条例。

○議員（14番 今村 桂子） 条例の細かいところには定めてありますが、規定の中には、14条

には規定しないといけないんじゃないかならうかという内容です。

○議長（三角 良人） 訓練がされているかどうか質問したでしょ。今。それは14条の中に入っていますかって聞きよる。

○議員（14番 今村 桂子） 14条には規定は定められていませんが、14条の規定の中には盛り込まれないといけない内容だとは思いますが。

○議長（三角 良人） それ入っているって言ってなかった。どこかで、質問のときに。そうじゃないと、通告にないからね。

○議員（14番 今村 桂子） 14条では、緊急時等における対応方法というのが入っております。

○議長（三角 良人） 答弁どなたか。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 言いましたように、質問の内容から逸脱したようなことがありますので、担当のほうでは回答を用意してないということでございます。いずれにしても、子ども教育課のほうに聞いていただければ、全てこれは解決することであるので、よろしく願いいたします。

それと保護者に委託をして、子どもの教育について保護者が全然かかわらないというのは、いわゆる人頼みの子ども育てであって、やっぱり我が子は我が子で見ると。幾ら忙しかつても、どういうことがあっても、子どもの教育とか子どもの育て方というのは、親がかかわらなければならないと、そういう部分で保護者がかかわると。それを今保護者に任せておき過ぎるから、若干行政がバックアップしてほしいということであれば、それは子ども教育課のほうに言わせて、そういった指導員の問題とかいろいろな問題についてバックアップをしてほしいというふうなことを言います。しかしながら、子どもの育て方、子どもの教育について、親が何もかかわらないというのは、無責任過ぎると思います。子どもを育てる、我が子を育てるわけですから、自分で責任を持つというのが第一義であるというふうに思いますので、そこに保護者会というのが入っておるということ、本町はあえてやっておるわけでございますので、了解してほしいと思います。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 逸脱しているということでございますが、第14条を見ていただきますと非常に細かい規定がございます。全てがこの内容に入っています。例えば事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数また職務の内容、開所している日時、時間、支援の内容及び当該支援の提供による利用者の保護者が支払うべき額、定員、通常の事業の実施地域、それから留意事項とか緊急時等における対応方法、非常災害とその他事業の運営に関する重要な事項とか、全てこの事項で規定を定めておかなければならない内容について、私はほかの条項を入れて質問

いたしましたが、全てこの15条にしても、16条にしても、17条にしても、全てこの規程の中で規定をしておかないといけないことなんですね。そして、契約を交わすということになりますね。その内容について、規則において、その保護者会と契約をすると。その中でこの規定は全て行っておかなければならないことですが、それを条例で、別の項目で私は言いましたが、この全て14条に入っているわけです。だから、内容としてはこの14条の中でやっとならないといけないことをやっていますかというふうに質問をいたしました。

そして、保護者会に全て任せるといふ、親が子育てをするのはもちろん当たり前です。そしてその働いている部分で何らかのお手伝いといふか、それを役場側がやっていただいているということも十分承知しております。そして全てを親が丸投げしているわけではありません。確かに親が今、保護者会が運営をしております。そしてその中でさまざまな課題といひますか大変な部分が出てきてると。そこを何とか肩代わりしてもらえないかといふことを言っているわけでありまして、ほかの第三者、第三者といひますか、保護者会以外に委託をしているところであっても、保護者会といふのは存在しており、今のPTAみたいな役割でかかわっているといふふうに私は思っております。そして、今の学童は全て保護者会の運営で行っているのです、この条例ができた2年前から、町がある程度かかわるといふことが、町長の勧告義務とか、それから指導とか監督をするような義務、町が主体になるということもある程度今度盛り込まれてきているので、その中で何とか保護者が大変な部分、この条例をつくったのは町です。この条例を全て保護者会にやれといひった場合、大変じゃないでしょうかといふことを私は申し上げたいと思っております。

この条例を全てやるというのであれば、ある程度の窓口をコミュニティなり役場なりにつくっていただきたい。これはこの法律ができたときに委員会の中でも、課長とか課の方たちと一緒にうちの委員会でも話し合いをしましたが、できてないので今回私は一般質問をさせていただきました。多分、課長のほうに聞けば現状はわかると思いますが、改革はできないと思ひます。

そこでやはりある程度役場のほうでできることをやっていただきたい。全てこの条例の中身を保護者会に委託するのは無理ではなからうかと。確かに保護者会以外に委託するといふことが無理であれば、できるところはやっていただきたい。例えば先ほど言われましたように、秘密保持といふのは、本当に保護者の方たちは、家庭の全ての情報を知ってしまうわけです。例えば役場であれば、転入してきた人の情報も言えないといふようなことであれば、その秘密保持、情報の保護といふのはどこにあるんだらうかと思ひます。それであれば、役場のある程度公的な機関が、入所できるかどうかといふところは検討していただきたいと思ひます。やはり情報といふのは、情報保護といふのは、そういうところにあるんじゃないかと思ひますので、その辺は本当にお願いをしたいと思ふところでございます。そしてある程度のこの14条に規定されてある避難訓練等もやはり行っていくといふのが義務でありますので、この辺も役場のほうがある程度

の指導をしていただいていたと思いますし、本当に大変な部分というのがたくさんあります。運営規則に関する契約書等も交わされているとは思いますが、その中でも、こんなに条例が変わったことを、多分、学童の方たちって知ってるのかなと。こんだけのことをしないといけない条例になったんだよということをちゃんと話し合いを役場とされたのかなということをお聞きしたい部分です。もしされているということであれば、学童の方たちもこういうことをこれからはしていかないといけないということもわかると思いますし、それに関してできない部分は役場に協力を求めると思います。

やはり須恵町は子育てしたい町にしたいということであれば、ある程度の協力というのは、今後必要になってくると思いますので、14条にすることができているのかどうか。そして、今後その情報に対する窓口というのをつくっていただけるかどうか、委託はしないにしても、その辺のことをもう1回お聞きして私の質問を終わりますので、御回答をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 言われたことは、14条はそれについては義務的行為ですから、設置者、いわゆる町ですね、あくまでもそれは踏襲をせないかと、実行せないかとということですから、やってるといふ私は前提に立ってものを言っているわけで。それは避難訓練だとか、それはやっていますよね。やってない、今。以前はやっておりました。私が担当しておるときは避難訓練もやっておりました。

それともう1点は、要するに設置義務、その設置義務のところを保護者に丸投げしているわけじゃないわけですので、保護者に委託している部分というのはその設置規則の中の一部ですから、全てに例えば避難訓練だとか、そりゃ保護者がおれば一緒に入ってそれをやらなければならないということにはなってしまうでしょうが、そうじゃなくて、それについては消防とか、あるいは教育委員会が中心となって避難訓練をやると。それから指導員のあれにしても、保護者のほうで見つかりませんと言えど教育委員会は当然するわけでございまして、それまで逃げているというような状況じゃありませんし。

それから3つの留守家庭児童のあれがありますが、近隣町では須恵町が一番古いわけで、待機児童。健康会館というのがあった時代からやっておったわけでございますので、その歴史というのは須恵町が一番古いものを知っておるというような状況でございますので。

それから保護者の3保護者と教育委員会と連絡協議会というのはつくっておるわけでございますので、その中で保護者のほうで情報を流していただければ教育委員会のほうで対応していくと。そういう組織はあるわけでございますので、全然その組織がなくて丸投げをしておるといふ状況のように聞き受けるわけでございますので、そうじゃなくて、町は放課後の見守りの人がいないという子どもたちも大事だから守っていこうと。特に今その障害者の分も一般とは離し

たほうがいいよというような状況で、私は一緒のほうがいいと思うんですけども、その障害児の留守家庭のほうもうち単独でやっておるわけでございますので、そういった面についてはこういうところでどうだということじゃなくて、もう副議長してあるわけですから行って教育委員会の指導をしていただくとか、尋ねるとか、そのことで済むわけでしょ。この問題については。誰かがこう言っていると。誰かが言っているんじゃないくて、確かに1と3は委託がいいよと、2は委託しなくて保護者会がいいよというような意見も出て、2は確かに多いから役員も順番で回って来てもされる状況にあるわけでしょうからされるんでしょうけども、そういったもろもろの実情があったり、もろもろの考え方があったりしますので、その3つを1つにまとめようとするれば時間がかかるわけでございますので、その辺は理解していただいてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議員（14番 今村 桂子） 組織、町議会の中でその意見は出ています。会議の中で出ています。

○議長（三角 良人） 町長、個人情報の漏えいを一番、その辺をどうするかの話で組織をどうのこうのと、そっちをきちんと答えて。

○町長（中嶋 裕史） その辺は検討していきながら行政のほうでやると。そのかわり厳しい条件になってきます。例えば100人の定員で、102～3人であれば保護者会がそうすれば、ときたま休む人もおるからそれでいいよと、102～3人まではいいよ。行政がやれば100人は100人で切ってしまうわけですよ。そうすると待機が必ず出てしまうと。何人か。1人であっても2人であっても。その辺はやっぱ保護者会のほうでやっていただければ、いやもう1人、2人は何とか大目に見てやろうとか、6年生の子が、一小については歴史がありますから、4年生までのあれでありますけれども、すぐ5年生になったからだめよということじゃなくて、それを6年生まで延ばしていった経緯があるわけです。ほかのところはもう4年生まででやっておりましたので、5年、6年は打ち切って入れてなかったと。それを今回5年生も6年生も入れないかんという状況の中で延びておりますので、そういうことでございますが、要は個人情報の問題があればその内申書といいますか、申込書の中に書く項目を減らすとか、あるいはそれはそのままにして、必要だから、そして行政のほうで見ると。しかし、それについては指導員か保護者会の役員の方には個人的な情報であっても知っていただかなければならないと。例えば、何ていうかな、病気、多動性とかそういう問題行動を若干持つておるよということは個人情報であっても知らせなければならぬという部分がありますので、それは知らせるといような、そして保護者のほう、あるいは指導員については守秘義務を守るといことを徹底してもらわなければならぬと。それは知り得た秘密ですから、ずっと先になってもそれは絶対守らないかんと、公務員でもそうです。だからそういう状況でありますので、そのときは公務員というかたや肩書に変わ

って、嘱託であろうと臨時であろうと公務員である以上は、公務の仕事をしておれば公務員というその考え方を持ってやっていただくというふうなことはしなければならない。個人情報については、今子ども教育課のほうでしておりますので、それについては改めるとかいうふうなことも含めて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（14番 今村 桂子） 済みません、第二小の件がまだお答えいただいてません。

○議長（三角 良人） 二小の増築したでしょ、今度。それでもまだ足らんとですか。その辺です。それをちょっと答えて。子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） ただいま第二小学校の学童保育所につきましては、27年度ですか、増築いたしまして、定員が127名となっております。今現在入所者が122名ということで、若干の余裕はある状況にはございます。そういったところで今後のその運用について、保護者会と一緒に子ども教育課のほうで協議をしながら運用について進めていきたいというところで、今回このようなお話をさせていただいているところであります。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 127人もおるわけですので、1人、2人の指導員で見守りをしようとしても、そら保育所でも40人の専門家がおって40人の定員ですから、35人ですか、だからもう大変なことと思うわけです。そして放課後ですから、もうどこでも遊ぶわけでございますが、教室に入れて授業のようなことをやっておればいいけど、宿題はしなさいということでさせますけれども、だから相当大変なことになる。ただピークが、平成31年ぐらいがピークになりますので、それからは徐々に生徒数は減りますが、留守家庭児童はふえるかもわかりませんが、その辺が定かな数値は持っておりませんが、確かに生徒が減ってまいりますので、その辺では対応できるんじゃないかと。27年に増築してまた増築っていうのはちょっと難しい問題がありますし、増築する場合はもう別途にして第二学童保育所の第2弾を別途でもう1つつくると。だから3つの学校で4つの放課後児童の部屋を設けなければならないと、そういうふうなことも考えております。これは29年度、30年度申し出によって、生徒数はわかりますけれども申し込みはどの程度来るかわかりませんので、ちょっとそれは今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議員（14番 今村 桂子） じゃあ受け入れると、一応申し込みがあつたら受け入れるということですね。人数がちょっとふえたんですね。わかりました。

いろいろ検討事項が多いと思いますが、やはり須恵町は子育てしてよかったと思えるまちづくりをしていただきたいと日ごろから思っておりますので、働くお母さんたち、また子どもたちが放課後も安心安全で暮らせる、そういう学童づくりをよろしく願いいたします。まだ整備されてないところに関しましては、また個別に聞きに行きますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前9時56分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。9番議員、田原重美です。通告にのっとり質問させていただきます。

須恵川の河川敷の質問をしようとしたところ、過去に柴田議員、合屋議員、藤石議員の先輩議員の質問がありましたので、三角議長より先輩議員の質問内容を参考にしながら、ダブらないように質問をさせていただきます。

須恵川の路肩に透水性アスファルトの散歩道設置を。

須恵町には雄大な若杉山があり、麓には須恵川が横断し、四季折々の風景を見せてくれます。佐谷区では春に見事な桜が咲き乱れ、多くの観光客の目を和ませています。

現在、須恵川の川岸には木や枝が茂り、死角も生じています。伐採が必要と考えますが、対応は。

また、兩岸の路肩を利用して散歩道を設置すれば、多くの町民の方の健康に役立つのではないのでしょうか。足にやさしく水はけのよい透水性アスファルトの散歩道であれば、佐谷区の方から乙植木区の方まで多くの利用で、須恵川の兩岸に人、人、人の波が押し寄せ、町の話題となり、町が推進しているオアシス運動を広げることできると思います。

須恵川右岸の説明です。一ノ瀬橋を渡り、観音谷川から白石橋までおよそ108メートル、草少しく舗装は必要です。明永寺駐車場より、水辺公園までおよそ200メートル、舗装が必要です。水辺公園より中島橋まで205メートル、舗装が必要です。高宮橋より宝満堂外側およそ300メートル、草は多く舗装が必要です。途中にぬかるみが少しあります。熊本橋の先の須恵区の南川内までおよそ158メートル、草は少しですが舗装が必要です。JR須恵踏切先から旅石橋までおよそ250メートル、草は少しく舗装が必要です。新旅石橋より川原橋まで途中およそ200メートル、草は少しく舗装が必要です。川原橋より高速下をくぐって新貝橋まで舗装済

みです。

須恵川左岸の説明です。一ノ瀬橋より水辺公園の手前まで民家と川岸の区別がつかなく、通行不可です。高宮橋より上須恵高宮組合までおよそ194メートル、草は少しで舗装が必要です。その先の、上須恵橋までの320メートル、裏は竹や木が大きくなって伐採舗装が必要です。熊本橋からその先古宮橋までの400メートル、草は少しで舗装が必要です。古宮橋より50メートル先まで舗装済み。その先、筑紫野～古賀線沿いの新須恵橋まで竹や木が多く茂って、およそ202メートル舗装が必要です。新須恵橋から須恵橋までおよそ128メートル、草は少しで舗装が必要です。須恵橋沿いも川岸いっぱい堀があつて通行不可となっています。須恵橋より下の橋前までも同様、通行不可となっています。下の橋からJR線路まで舗装済みです。JR鉄橋より旅石橋までおよそ300メートル、竹や草は少しですが舗装が必要です。新旅石橋から旅石裏の外側の川原橋までおよそ325メートル、草は少しですが舗装は必要です。川原橋から高速下を75メートルほど舗装済み。その先からポンプ小屋までおよそ225メートルほど草が伸びすぎ、多く茂っています。舗装が必要です。ポンプ小屋から先は粕屋町の管理となっていますが、新貝橋までおよそ225メートル、木や葛が多く、須恵町のほうで一緒に伐採していただいたら、さぞやすっきりして安心安全につながると思います。

なお、重要なことがございます。河川敷の草刈り、木の伐採をしていただく場合には、死角をつくらないように川の両岸が見えるように注意していただく必要があります。宝満堂の外側の草刈り、須恵区の新須恵橋まで行く筑紫野～古賀線の沿線の木の伐採、旅石区の竹やぶを少し低めに刈っていただいて、川原橋からポンプ小屋までの草の刈りこみ、ポンプ小屋から粕屋町分路、新貝橋までの木や葛の刈りこみもしていただいたら河川敷の見晴らしがよくて利用しやすくなります。皆様に利用していただく最低条件は、安心安全がモットーであります。須恵川の両岸が見えることによって、町民の皆様が安心安全の散歩道の利用ができてよかったと言える散歩道の完成を願うものです。

町の体協サークルでは、4月に須恵川一斉清掃を行っています。川の中はもちろん、河川敷も含めて空き缶、ごみの回収も行っています。

過去の先輩議員の質問に、町長の答弁では、行政任せでなく、官と民が協働して参画しながら進めていく。そのためには行政が計画を立てて、そして県のほうに生活道として許可を得る。そして舗装するのか、あるいは砂利道によって、あるいはタイヤのチップの舗装といたしますか、そういうことが今あるようです。そして、そこには車が通れない遊歩道にするとか、事前に明確に計画をする必要があります。行政と体協、コミュニティの関係者で会議をしていただき、その後体協、コミュニティのサークルを使って町民も含んだボランティアを利用して、木の伐採、草刈りなどをしていただき、町の予算は少なくして砂利と地盤の一部、水はけの悪いところなどに透水

性アスファルトの設置をしていただくよう願います。町民みずから汗を流して整備すれば、なお愛着がわき、隣近所の方々と河川敷を利用しての散歩者がふえるのではないのでしょうか。

2 問目です。

アザレアホールのトイレの洋式化の計画は。

平成25年9月の一般質問で、アザレアホールのトイレの改善についてお尋ねしました。町長の答弁では、平成28年度に1階部分を和式から洋式に改善する計画をするとのことでしたが、進んでいますか。今後のスケジュールをお聞きいたします。よろしく願います。

○議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） お答えをさせていただきます。

須恵川2級河川に指定され、管理につきましては福岡県において維持管理されております。

河川敷の管理道路につきましては、河川法のもと河川区域の土地の占用許可により町道認定し、工作物の新築等の許可を得た上で生活道路として必要最小限の範囲で舗装の整備を行っております。

御質問の河川敷地内木々による死角、交通への支障となるものにつきましては、町において伐採等を行い、対処しておるところでございます。

また、除草につきましては、地域の環境美化作業及び町による草刈り等をあわせて行っているところございまして、認定道路区域から外れた河川堤防につきましては、管理者である福岡県に要望を行っているところでございます。

次に、河川敷を利用いたしました散歩道の設置でございますが、過去に議員仰せのとおり3回ほど御質問があっており、近年では平成26年3月議会において須恵川ウォーキングロード構想と題して今回と同じような提案がありました。同じようなお答えになるかと思いますが、冒頭申し上げましたとおり河川法の縛りがあり、生活圏以外の連続的な縦断占用につきましては、治水上許可が認められないことが多く、国が管理します1級河川高規格堤防特別区域、いわゆる土でできた緩やかな勾配を持った幅の広い堤防につきましては、高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺する恐れのない工作物の新築、または改築については許可を要しないということにされておりますが、須恵川は2級河川であり、御提案の透水性舗装につきましては、舗装面の強度等を考慮しますと人や自転車以外の通行には不向きで、舗装の路盤下、路盤の下です、にはフィルター素材等を施工し、地中へ雨水を浸透させることから、河川堤体保護の観点から許可をされるのがなかなか難しいと考えております。

また、現在町道認定し、通常的生活道路となっているところにつきましては、狭隘な道路の中で人と車が離合することとなると危険性もございまして、河川敷を利用した散歩道設置は非常に難しいと考えておりますが、町道認定した未舗装の箇所につきましては、現在、これは佐谷地

区になりますが、河川占用協議を申請いたしております。協議が整い次第、一般舗装規格による整備を行うことといたしております。

今後も生活道路として利用されている箇所につきましては、年次計画を立てて、許可対象の範囲内において舗装整備を進めてまいります。

議員御質問の中にありました足に負担がかかりにくいという舗装からしますと、ゴムチップとウレタン樹脂系を混ぜた舗装材がございますが、これにつきましても耐久面、車がそこを通るといことになればなかなか耐久性と費用の面からかなりかかってくるんじゃないかなろうかと思っておりますので、今申し上げました一般舗装としての生活道の一般舗装基準にのっとり県と許可申請を行いながら整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） アザレアのトイレの件でございますが、この件につきましては多分28年度ぐらいの当初計画の中では上がっておったと。これが関係利用者会議をしますと一言も出て来ないわけです、トイレの改修が。だからどンドンどンドン遅れていくわけです。だから今の計画では31年にしたいと。27年、28年に空調の工事をしましたので、空調が約1億円ぐらいかかりましたので、ちょっと金額が大きいということで2カ年にまたがってやりましたので、それによってまた1年ずれたというようなこともあります。そしてホワイエ、あるいは各研修室の部屋の照度ですね、電気。これをLEDに変えてほしいと。それは照度が暗いということですから、変えるときに照度を明るくしてLEDに変えるということが先に上がってまいりましたので、現時点での計画は31年、そんな全然しないということじゃないわけですが、緊急性のある要望から先にいっておりますので、28年で予定しておりましたのが3年ぐらい遅れていくというような、ホワイエの電気、それから空調が2カ年にまたがったということで遅れていくというふうなことでなっております。以上です。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 安河内課長さんから答弁がありましたが、全部が全部今言うところを舗装するっちゃんないですね。特に宝満堂の横やらの草が生えとるとことか、例えば南川内のとこやらはもうさっせんでもいいとですよ、あそこあたりは。一応してもろうたほうが一番いいばって、予算がないならね、一番大事な木や伐採せないかんとこがありましようが。例えば高宮組合から上須恵橋までとか、古宮橋から新須恵橋の下まで行くあの通りです。あそこあたりがもう特に木が生い茂っとうけえですね、刈っていただいて皆さんが利用してもろうたらアスファルトせんで砂利敷いただけでもいけることはいけると思えます。

ほいでまた最後になんですが、川原橋から新貝橋まで行くとこですね、粕屋町にまたがってお

りますばってあそこがもうごまかないですよ。木やら葛が多く茂って、そやけあそこをすっきりしてもろうたら新本号の方も景色がよかろうと思うんで。そやけ一応そげなふうでできるだけ、これには体協やらコミュニティがありますけ、それば使うてですね、もうお金かからんごと、とりあえず木の伐採だけでも先にしてもろうたら皆さんが利用しやすくなるっちなかろうかと思うて。

アザレアホールのトイレの問題ですが、老人クラブの役員の方からどうしても年寄りがみんな足が弱るとるけえですね、一応トイレの洋式化に発言してくれんやろうかって言われましたのでお話したぐらいでございます。そやけ私どもは大丈夫ですが、年取った方が利用する場合はどうもそうやって足腰が弱とうけんね、トイレの洋式化に努めてほしいということを伺っております。

次、最後になります。体協やらコミュニティを使うてできるだけ早く散歩道の整備だけにしてもろうて、もうお金のかかるアスファルトやらはしなくても砂利などを敷いてからできるだけ早めにしていただきますように、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 極力ですね、見通しが悪い木、佐谷のスポーツ公園に行くところのけやきなんかはもうばっさり切って、徐々にはしておりますが、管理が県ですの一応県に伺いを立てて、ほいでうちがしますがということで、そのことによってずれていったり、あるいは県もその業者がずっともうおるわけです。造園屋とか切っていく人たちの。だからその人たちの短期的な問題があつて、その人たちの仕事を取っちゃいかんし、その人たちにしてもらわないかん。そしたらその人たちのその時期がどうしてもずれていくような状況がありまして、極力こっちの要望を満たすように県の土木事務所のほうには要望していきたいというふうに思っております。

それからトイレの件でございますけれども、もうちょっと声を大きく張り上げてお年寄りの方に言うていただきたいと。教育委員会のほうに聞きますと、いや全然話に出てこんですもんねって言うけん、お年寄りの方が会議の中に出てないっちないかなとそういうことも考えられますので、それはもう頭の中に入れております、31年度に。アザレアの1階には、男性の場合が1基しかありませんし、女性の場合は4基ぐらいしかありませんよ。だからもう今はほとんど洋式で、今和式で子どもたちもしきれないというような状況がありますので、頭の中には入れておきます。よろしく申し上げます。

○議員（9番 田原 重美） よろしく申し上げます。ちょっと最後にいいですか。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 私途中で言いましたが、行政が計画を立てて、それで県のほうに生活道としての許可を得てもらおうと、それを早急にしていただいたら、その後にコミュニティとか

体育協会で話してもろうて、兵隊さんがいっぱいおりますので、仕事しますので、よろしくお願
いします。これで終わります。

.....

○議長（三角 良人） 1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。議席番号1番、日本共産党の児玉求です。

就学援助制度の入学準備金の3月支給について一般質問いたします。

6月定例会で安河内教育長は、対象者は課税所得250万円以下、小中学生445名と答弁さ
れました。福岡市に続き、北九州でも2017年度から就学援助入学準備金が3月に支給するこ
とが決定いたしました。中嶋町長は、2年前の課税情報での判定になるため問題もあるが、でき
る方向で考えればできる、町長会で議題とすると答弁をされました。

子どもの貧困が深刻になる中、就学援助を受給するのは要保護者と準要保護者の児童生徒でも
あります。

入学準備費の国の支給基準は、実際にかかわる費用と比べても少ない額となっております。

新日本婦人の会の調べでは、小学校入学、実際平均であります5万4,540円、国の基準
としましては2万470円、我が町としては1万8,420円です。中学校入学、実際平均であ
ります7万8,492円、国の基準は2万3,550円です。我が町は2万1,200円になっ
ております。それが必要なときに支給されない。保護者は大変であります。まず我が町から3月
前倒しし、支給を実現していただきたい。中嶋町長の答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 前にも質問を受けておったわけでございます。質問があったからというこ
とじゃありませんが、29年度3月支給で実施してまいります。以上です。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） よろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を10時45分に開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月9日、午前10時から行います。本日はこれにて散会します。

午前10時34分散会

.....

議事日程(第3号)

平成28年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第64号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第65号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更について
- 日程第 3 議案第66号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第67号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第68号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第69号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第71号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第72号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第73号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第74号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第75号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第76号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第77号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第78号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第79号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第64号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

- 日程第 2 議案第 6 5 号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合理約の一部変更について
- 日程第 3 議案第 6 6 号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 7 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 8 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 9 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 0 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 1 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 2 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 3 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 9 議員の派遣について

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 児 玉 求 | 2 番 | 世 利 孝 志 |
| 3 番 | 白 水 勝 元 | 5 番 | 三 角 栄 重 |
| 6 番 | 田 ノ 上 真 | 7 番 | 松 山 力 弥 |
| 8 番 | 猪 谷 繁 幸 | 9 番 | 田 原 重 美 |
| 10 番 | 合 屋 伸 好 | 11 番 | 原 野 敏 彦 |
| 12 番 | 三 上 政 義 | 13 番 | 柴 田 真 人 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長 | 中 嶋 裕 史 | 副 町 長 | 平 松 秀 一 |
| 教 育 長 | 安 河 内 文 彦 | 理事(会計管理者) | 今 泉 俊 裕 |
| 総 務 課 長 | 満 行 誠 | 都市整備課長 | 安 河 内 久 人 |
| 地域振興課長 | 安 河 内 隆 | まちづくり課長 | 櫻 木 幹 夫 |
| 上下水道課長 | 石 井 浩 二 | 健康福祉課長 | 小 林 は つ み |
| 住 民 課 長 | 梅 野 猛 | 税 務 課 長 | 甲 能 裕 和 |
| 子ども教育課長 | 御 手 洗 文 生 | 社会教育課長 | 川 津 政 文 |
| 総 務 課 参 事 | 平 山 幸 治 | 総務課課長補佐 | 諸 石 豊 |
| 監 査 委 員 | 欠 席 | | |

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、百田監査委員より、欠席の届出があつておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額をそれぞれ92億5,490万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正は10月14日に長野県で行われた全国消防操法大会出場に係る補正予算です。

4ページ、歳入では17款繰入金1,100万円は財政調整基金を取り崩して、一般会計へ繰り入れるものです。19款3項雑入100万円は全国消防操法大会出場に対する糟屋郡町村会からの助成金です。

6ページ歳出では、1款議会費71万円は議員8人分の特別旅費です。9款消防費1,149万3,000円は上須恵分団ほかの特別旅費、消防団出場費用弁償460万2,000円。全国消防操法大会応援者旅費補助金404万7,000円ほか、小型ポンプ積載車回送料、結果報告会などに係る費用です。

財政調整基金を1,100万円取り崩したことにより、28年度取り崩し予定は5億9,200万円となり28年度末の財政調整基金は20億712万円となる見込みです。

糟屋郡町村会以外からの助成金についての質疑がありました。予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は承認です。よって議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

それでは、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。議案書2ページでございます。

平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑華苑組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

4ページの新旧対照表をお願いします。

第3条第1項第1号中改正前、葬祭場を改正後、組合立葬祭場、——以下、葬祭場という——、に改め、次の5ページでは第13条第2項中改正前、新宮町の人口は相島の人口を除いた人口によるものとしを改正後、削るものです。

3ページに戻っていただいて、附則としまして、この規約は平成29年4月1日から施行する。質疑でございますが、相島には葬祭場はないのかの問いに、現在も相島には葬祭場はあるとのこととあります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書6ページでございます。

農業委員会に関する法律の一部改正が行われ、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へ変更されたため、当該条例を制定する必要が生じたものです。

次の7ページをお願いします。

須恵町農業委員会の定数に関する条例第1条で目的を、第2条で定数を定めております。

附則第1項で、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の規定は公布の日から施行する。附則第2項では条例を施行するための準備行為を条例施行前において行うことができること。附則第3項では、現行の須恵町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること。附則第4項では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正条例について、別表の農業委員会の委員の報酬の額に、実績加算額、予算に定められた範囲内を加えること。附則第5項では、条例施行の際、現に存在する農業委員会の委員が任期満了の日までに限り存在するものとする経過措置を定めております。

実績加算額について説明します。

農業委員の農地利用の最適化、担い手の農地集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入促進等の事務を推進する活動に対し交付される交付金のことです。それを最適化交付金といいます。

交付金は計画を作成した上で申請するため、今後、発生することを踏まえたものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 提案理由の中で、農業委員会委員の選出方法は公選制から市町村長の選任制に変更をされたということなのですが、これは農業委員のほうから、こういう意向があったわけでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これは、国の農業改革の一環といたしまして、国の法律が改正されたためでございます。現在、公選制に農業委員会、なっておりますけれども、実際は選挙が行われてなく、地元の代表者の推薦によるものでございました。

その結果、ちょっと話は戻りますけれども、国といたしましては、法律の中に55歳未満を1人、それから女性の参入、その他もろもろ行政改革ありましたので、国の法律に伴いまして、須恵町の農業委員会の条例を改正するものでございます。

○議長（三角 良人） いいですか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これは、私としましては、その農業委員を自分たちで決めるということがやっぱり一番自然な形じゃないかなと思うわけです。

昨年、この法律が農業改革ということで出てきてるみたいなんです……。 （「何を聞いているんですか、失礼でしょう」の声あり）

○議長（三角 良人） 今のでわかったかどうかでいいんじゃないですか。

○議員（1番 児玉 求） はい、よろしいです。

○議長（三角 良人） ほかに。

これで質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第66号須恵町農業委員会委員の定数に関する条例の制定について反対討論をいたします。

昨年の国会で、農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立いたしました。

農民の地位向上を削除し、農地利用の最適化の推進、農業委員の公選制の廃止、市町村長の選任制へと変更をされております。

農村の現場においては、公選制の、意思を強く全国的に主張しているわけですが、それを無視して昨年、強行されたものであります。これにより、政府の農政による制約が強まることは避け

られません。

農業委員会法改正は、農協法や農地法の改正と一体でそこに貫かれているのは、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業中心の戦後、農政を根底から覆そうという安倍政権の方針であり、農業の担い手の減少や高齢化、耕作放棄の広がりを農業委員会改革の理由としております。

しかし、その根本的な原因は、歴代政府が農産物の輸入自由化を一貫して推進し、大多数の農家経営を成り立たなくしたことにあります。それを一段と劇的な形で進めるのが、TPPにはなりません。今、地域の農業や農地を守るために、何よりも必要なのは……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、違うでしょう。

○議員（1番 児玉 求） 議長、これは関連しておりますので。

○議長（三角 良人） していません。（「農業委員会の改正ですよ」の声あり）簡潔に。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 何回も記事を読んだりとか、そうするんじゃないくて、あなたの意見をきちんと言うことが討論ですから。

○議員（1番 児玉 求） もう結論ですから。

○議長（三角 良人） それを先に。

○議員（1番 児玉 求） もう、これは農業つぶしのTPP協定の基準を阻止する……。今後は、農業つぶしのTPP協定の批准を阻止することであり、安倍政権の農政の大本からの転換ですということです。

この農業委員会で……。 （「結論が長い」の声あり）これは……。 （「いいって、賛成か反対か言ってくださいよ」の声あり）だから、反対討論と言いましたでしょう。

○議長（三角 良人） もしもし、野次が飛んでいますよ。（「はい」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） 反対をいたします。

○議長（三角 良人） それだけ。ちょっと待ってくださいよ。

討論は、あなた、反対でしょうが。

賛成者の方を我が方に導くような発言をせな。

何かわけのわからんことばかり話して。

○議員（1番 児玉 求） 議長。

○議長（三角 良人） あまり、言わさんでください。これからは、討論、きちんとしてください。ほかに討論ありませんか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成の立場からの討論でございます。

今回、農業委員の選出方法の改正ということでございますが、松山委員長が報告で言っておら

れたように、質疑で返されてたように、実際、各地域の代表が出てるということで、選挙の実がない状態にあるのを、現状にあうように改正したということであって、何か、大きな話をしてい
る議員がいましたが、そういう裏はないと思っております。非常に現実に沿った形の改正になる
ということで進めていくべきことと思っておりますので、私は賛成いたします。

○議長（三角 良人） ほかに。原野議員

○議員（11番 原野 敏彦） 須恵町にあった農業委員選出を委員長が話されましたので、国会
とか、県議会とかじゃなくて、須恵町に合う委員の定数を明確にされましたので、私は賛成をい
たします。

○議長（三角 良人） ほかに。

これで討論を終結します。

よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定するこ
とに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については委員長報告の
とおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書9ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職員の勤務時間休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部
を改正する必要が生じたものでございます。働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに
進めるための改正となっております。

12ページ新旧対照表です。

第8条の2では育児休業または介護休暇の対象となる、この範囲に特別養子縁組の看護期間中
の子、及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものです。第2項では日常生活を営むの
に支障がある者とあるのを要介護者に改めるものです。

14ページ、第11条では休暇の種類に介護時間を加えるものです。第15条では介護休暇の取得可能時間について、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに6月を超えない範囲内で、3回の機会に分割して取得できると改めるものです。

第15条の2では、介護のための所定労働時間短縮の措置について、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに連続する3年間において、一日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとするものを加えるものです。

11ページに戻っていただき、附則第1項施行期日といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものです。第2項は改正前に介護休暇の承認を受けた職員は介護休暇の初日から施行日以後、通算して6月を超えない範囲で、任命権者は規則に定めるところによる。介護休暇の取得可能期間を指定するというものです。

質疑といたしまして、6月を越えない範囲以内で4回を超えることが可能かについて、6月の中で3回を分割して取得できるが4回はない。また、現行では6月を連続して取れるのかの質疑に、6月の中で2週間以上の介護休暇はとれるが、6月を上限として1回しかとれない。なお現行の介護休暇は、有給休暇ではなく、改正後においても有給休暇ではなく無給となる。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は16ページでございます。

特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分、年間3.15月分から3.25月分へ引き上げる変更をするためでございます。当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

18ページをお願いします。

新旧対照表第1条関係では、12月に支給される議員の期末手当について期末手当基礎額に乗じる率を100分の165とあるのを100分の175に改めるものです。0.1月分の引き上げでございます。第2条関係では、6月に支給する議員の期末手当について期末手当の基礎額に乗じる率を100分の150とあるのを100分の155に、0.05月分引き上げでございます。12月に支給する議員の期末手当については、期末手当基礎額に乗じる率を100分の175とあるのを100分の170、0.05月分引き下げに改めるものです。

17ページ、附則第1条第1項施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。第2項では第1条の規定による改正後の須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は平成28年12月1日から適用するものです。

附則第2条改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合は、第1条の規定により、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払いと見なすものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は19ページでございます。

人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

先ほど説明しました議員報酬条例と同じく、特別職の期末手当の支給割合を0.1月分、年間3.15月分から3.25月分へ引き上げを変更するものです。

21ページ、新旧対照表をお願いします。

第1条関係では、12月支給する特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の165とあるのを、100分の175に改めるものです。0.1月分引き上げでございます。

第2条関係では6月に支給する特別職の期末手当について、期末手当基礎額に乗じる率を100分の150とあるのを、100分の155に、0.05月分引き上げでございます。12月に支給する特別職の期末手当については期末手当基礎額に乗じる率を100分の175とあるのを、100分の170、0.05月分引き下げに改めるものです。

20ページに戻っていただき、附則第1条第1項の施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものです。

第2項では、第1条の規定により改正後の須恵町特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から施行するものです。

附則第2条改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合は第1条の規定により、改正前の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いと見なすものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は22ページでございます。

人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律が改正されたことから、当該法律に準じて条例の改正を行うもので、各規定の施行日、適用日が異なることから、1条、2条に分けて、改正しております。

議案書28ページをお願いします。新旧対照表でございます。

本文4行目の掲げる額を定める額に改めるなどの文言の整備が随時出てまいりますが、それぞれにご覧いただきまして、ここで報告を省略させていただきます。

では、第1条関係です。

第20条第2項第1号では、その支給割合100分の80を90に改め、12月の勤務手当を0.1月分引き上げるものです。

再任用職員は次の第2号で100分の37.5を42.5に改めます。

附則第5項は現在、一般職の課長で55歳以上の職員の給料、基礎手当は1.5%減額されております。先ほどの支給割合につきましても1.5%相当を行う改正規制でございます。

以上、これは平成28年12月1日から適用するものでございます。

26ページに戻っていただき、人事院勧告に従い改定した職員の給料表でございます。

平成28年4月から適用するものでございます。

採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層について同程度の改定を行い、そのほかは400円の引き上げを基本に、平均改定率を0.2%とするものです。

29ページをお願いします。

施行期日を平成29年4月1日とする。

第2条関係です。職員の扶養を受けている扶養親族を規定する第7条第2項のうち、第2号の子及び孫を子に、第3号に孫と分け、以下、号ずれとなっております。

次の第3項で扶養手当の月額を改定します。

第1号配偶者は1万3,000円から6,500円へ、第2号の22歳未満の子は6,500円から1万円に、また配偶者がない職員の場合の扶養規定をなくします。それにより、改正前の一番下の行の等の1人目の1万1,000円は削ります。

30ページ、第8条第1項扶養親族の届出の規定です。

第2号は前項で扶養親族を規定する号数を1号ふやしましたので、本文中の2号は3号、4号は5号に改めます。次の改正前の第3号及び第4号は配偶者のない職員をうたった規定ですので削るものでございます。

第2項は文言の変更、第3項は次の31ページになりますが、改正前の2行目と9行目に、配偶者のない職員を指す規定文がありますので、関係する部分を削った上で改めて1号から3号の場合について、支給額の改定を定めます。

次に、第20条の勤勉手当です。

32ページになります。

これは先に報告した第1条関係で、12月の勤勉手当で、引き上げた0.1月分を来年の6月と12月に0.05月分配分し直すもので、100分の90を85に、再任用職員は100分の42.5を40に改め、附則第5項は100分の1.35を1.275に、100分の90を80へ改め、55歳以上の課長給与1.5%に減額させるものです。

24ページに戻っていただき、附則としてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第2項第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。第2条は給与の内払い、第3条は扶養手当に関する特例です。

29年4月から施行する扶養手当の額について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は配偶者、22歳までの子及び配偶者のない職員について、その額を経過的に設定する特例でございます。なお、現在、扶養手当の内容と内訳として、配偶者は24人、子ども84人、28年度は扶養手当の総支給額は106万9,000円で、改定後の30年度では12万円ふえ、118万9,000円となります。

特例の29年度は、3万6,500円ふえて、115万5,000円になります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決となっております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第70号須恵町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第71号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書33ページでございます。

提案理由は地方税法等の一部を改正する等の法律に基づいたものでございます。

42ページの新旧対照表をお願いします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例第1条関係について、今回の1条関係では3つに分けますと、42ページから48ページの下のところまでが延滞金の計算期間の見直し、その下から49ページの5行目までが個人町民税における医療費控除の特例の新設です。

その下から56ページまでが日本と台湾との間の租税取り決めに基づく個人町民税特例の申請でございます。第19条と、第43号、第48号、第50条では国税の改正を踏まえ、延滞金の計算期間の見直しをするもので、個人町民税及び法人町民税において申告した後に、減額更正され、その後、さらに増額更正または修正申告があった場合に、その増額分にかかる延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算されることに伴う所要の規定の整備になっております。

済みません、42ページからお願いします。

第19条納付期限に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について。納期

限後の翌日から納付までの期日の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額を加算します。

次の各号の規定によって、年7.3%になり、第48条第1項の法人の申告書について所要の規定の整備となっております。

43ページです。

第34条の8外国税額控除については、文言の改めとなっております。

その下、第43条普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について、個人の町民税の所得割について延滞金の計算期間から一定期間控除することを追加しています。

45ページをお願いします。

第48条法人の町民税の申告納付について。法人の町民税について延滞金の計算期間から一定期間控除することを追加しています。

47ページ、第50条法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について。先の第48号と同じく、附則税額について延滞金の計算期間から一定期間控除することをうたっております。

48ページの下の方ですが、第6条特定一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について。個人町民税における医療費控除の特例の新設によるもので、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に特定一般用医薬品などの購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち、年間10万円を限度としますが、1万2,000円を超える額を平成30年度から平成34年度までの各年度分に限り所得から控除するものです。

49ページをお願いします。

第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について。日本と台湾との間の租税取り決めに基づく個人町民税における課税の特列の新設によるもので、日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当等について日本国居住者が支払いを受ける者に係る所得に対し、申告分離課税により3%の所得割を課するものです。

ただし、当該配当等に係る所得については、相互課税との選択性とするもので外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律改正にあわせるもので、台湾との相互主義に基づき、台湾との間に二重課税を排除する等、特例の対象となる利子所得等について、その所得を分離課税するものです。

52ページをお願いします。

第20条の3、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、先ほど第20条2を新設することに伴う条ずれ、条項訂正になります。

57ページをお願いします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例第2条関係について。附則平成28年須恵町条例第16号において、固定資産税に関する経過措置について規定していなかったため、第2条として附則するものです。

ページ戻りまして、40ページをお願いいたします。

附則として第1条で施行期日を、第2条で経過措置を規定しております。

第1条、この条例は平成29年1月1日から施行するとなっており、第1号の固定資産に関する経過措置については、平成28年4月1日から適用。第2号の附則第6条については、平成30年1月1日から施行するとなっております。第2条で町民税に関する経過措置を規定しております。

質疑でございますが、延滞金の一定期間の見直しについて、一定期間控除とは何を指すのかの質疑に、平成26年12月12日最高裁判決を踏まえた国税の改正によるものであり、町税関係としては、まれなケースと見込んでいるとのこととあります。

例といたしまして、当初申告を100、減額更正で60、増額更正、補正申告を130とした場合、その差額の70に対して、当初申告で納付40に対して控除期間が見直されたとのこととです。また延滞金はどれくらいあるのかの質疑に、滞納町税徴収延滞金について、毎年200万円ほどの調停及び収入が上がっているとのこととあります。

それから、日本と台湾との間に租税取り決めについて、須恵町には該当者はいるのかの質疑に、須恵町には該当者はいないとのこととあります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第72号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書59ページをお開きください。

提案理由として、国民健康保険税の税率の改定を行うため及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたために提案されました。あわせて、平成30年度からの国保制度改革に当たり、県が設定する標準保険税率をもとに定めていく。国保税率と現在の保険税率との乖離や一般会計からの赤字補填解消の取り組みを進めていくため、税率の改定を行うものです。

63ページの新旧対照表で説明いたします。

第4条から第6条の2です。

医療給付分の基礎課税額の税率改正について説明します。

所得割率を現行7.0から改正後7.6へ。資産割率を削除、均等割額を現行2万円から改正後2万4,000円へ。平等割額を現行2万3,000円から、改正後2万5,000円へ。いずれも増改定でございます。

64ページをご覧ください。

第7条から第8条の2です。

後期高齢者支援金課税額の税率について説明します。

所得割率を現行2.1から改正後2.4へ。均等割額を現行6,000円から改正後7,000円へ。平等割額を現行8,000円から改正後9,000円へ増改定をいたします。

第9条から次ページ、第10条の2までは介護納付金課税額についての改定です。所得割率を現行1.8から、改正後2.3へ。均等割額を現行8,500円から改正後9,000円へ。平等割額を現行7,500円から改正後9,000円へ増改定でございます。

その下、第25条は減額についてです。

各軽減世帯の均等割額と平等割額の改定になります。

第1号で、7割軽減世帯の納税義務者について規定しています。アとイを合算した額が基礎課税額から減額され、ウとエを合算した額が後期高齢者支援金課税額から減額。オとカを合算した額が介護納付金課税額から減額されるもので、ご覧のように減額幅も増となり、より軽減される

こととなります。

同様に同条第2号で5割軽減世帯の減額、第3号で2割軽減世帯の減額を規定しています。

68ページの附則をご覧ください。

ここでは、外国居住者等所得相互免除法の一部改正にあわせ、第10項で町民税で分離課税される特定適用利子等の額を、第11項で特定適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるため、規定の整備を行うものです。これは、先ほど税条例の報告同様、日本台湾間の取り決めを反映しての内容となっております。

その先、附則第12項から第14項については、第10項、第11項の新設に伴い、項ずれをしているものです。62ページ、附則として、第1項、この条例は平成29年1月1日から施行する。第2項は改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以降に適用し、平成28年度分までは従前の例によるという旨の記述でございます。

第3項はこの条例附則の第10項、第11項の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受ける該当者に適用するという旨の記述でございます。

質疑として、年収300万円、夫婦と子ども2人、納税者が46歳以上のモデル世帯での今改定による差額はどれほどになるかというものがありませんでした。300万円を収入と仮定すると3万6,600円。所得と仮定すると5万6,900円の増になる。試算が出ているとの回答でした。

ほかに、予防の観点からの取り組みが必要ではとの質疑に対して、長期的に予防も必要だが、国保会計としては当面は収入増を図るしかない。それは徴収に係ることや支出に係ることになる。あわせて一時予防に取り組んでいくとの回答でした。

反対討論として、保険税を払えない人もいます。社会保険は国が出すべき。値上げは町民の健康を守るために反対という意見がありました。

賛成討論として、これは、平成30年度からの制度改革を控え、須恵町の国民健康保険会計の赤字を少しでも解消に導くための改正であるということ。

国保加入者が、町民の4分の1であることから他制度に加入している納税者との公平を期するためにも、一般会計からの繰り入れを抑えるべき。現状では、負担増は避けられないという意見がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第72号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 議案第73号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書70ページをお開きください。

提案理由として福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることによります。

72ページの新旧対照表をご覧ください。

改正前の文言に加え、改正後は義務教育学校、また電気課程修了者を含む中等教育学校を卒業した者、中退者としては中等教育学校の後期課程を中退した者が新たに対象となる改正です。附則として、この条例は公布の日から施行する。

質疑として、義務教育学校についてありました。

これは、小学校、中学校の課程を一貫して行う学校との回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第73号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第74号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書8ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,837万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,328万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算の補正による。

地方債の補正第2条地方債の追加は第2表地方債補正による。債務負担行為の補正第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正による。繰越明許費第4条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第4表繰越明許費による。

初めに12ページ、第2表地方債補正から報告をいたします。2件の追加です。

起債の目的。須恵東中学校大規模改造事業債、第2期限度額2億680万円と、城山防災会館（仮称）建設事業債460万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載されているとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為補正の追加です。

城山防災会館（仮称）建設工事設計監理業務委託。期間は平成28年度から平成29年度まで。限度額798万円。第4表繰越明許費、国の補正予算が成立し、執行上、来年度に予算を繰り越し、使用する2件を設定します。

3款民生費1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業経済対策1億3,325万8,000円。10款教育費3項中学校費、須恵東中学校大規模改造事業第二期2億4,160万円。合計金額3億7,485万8,000円です。

歳入の主なものは14ページ、8款1項地方特例交付金128万9,000円。13款1項国庫負担金2,350万円及び16ページの14款1項県負担金1,175万円は歳出3款民生費の障害者支援費自立支援給付費の増額補正に係る財源で国2分の1、県4分の1の補助率です。

14ページに戻りまして、13款2項国庫補助金1億6,938万円は歳出3款民生費の臨時福祉給付金経済対策給付事業費に係る財源で、事務費及び事業費、国庫補助の1億3,325万8,000円。10分の10の補助率と歳出10款教育費の須恵東中学校大規模改造事業費二期分に係る財源3,417万2,000円が主なものです。

16ページ、20款1項町債は地方債補正2件の追加分です。

歳出では、今回、人事院勧告、人事異動に伴う職員の人件費の増減補正を行っています。人件費以外の主なものは24ページ3款1項社会福祉費では障害者支援費自立支援給付費5,090万円。臨時福祉給付金、経済対策給付事業費1億3,325万8,000円。

30ページ6款1項農業費で、新法尺井堰下部水密ゴム取替工事請負費300万円の増額。

34ページ、8款5項下水道費915万9,000円の減額は主に前年度繰り越し金、還付消費税の確定に伴う歳入増による公共下水道事業特別会計への繰り出し金の減額です。

9款1項消費費512万4,000円は城山防災会館（仮称）建設工事設計監理業務委託料です。

36ページ、10款2項小学校費では第一小学校のリズムダンスふれあいコンクール全国大会出場に対する児童、教師の旅費の補助金200万円。3項中学校費で須恵東中学校大規模改造事業費第二期の2億4,160万円です。

質疑として、3款民生費では緊急通報装置貸与事業運営委託料及び配食利用サービス事業委託料の減額及び利用見込み等について。

障害者支援費自立支援給付費の大幅な増額理由について。

6款農林水産業費では、新法尺井堰下部水密ゴム取替工事の経緯について。10款教育費ではリズムダンスふれあいコンクール全国大会及び創造アイデアロボットコンテスト九州大会出場の経緯について。対応指導教室の現状について。第二小のスクールカウンセラー緊急対応についての質疑がありました。

討論ではマイナンバー制度に関する予算が計上されているので反対するとの反対討論がありました。

審査の結果、予算審査特別委員会賛成多数で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第74号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第75号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書42ページをお開きください。

第1条歳入歳出の予算総額からそれぞれ1億9,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,547万3,000円とするものです。

事項別明細書45、46ページをお開きください。

歳入3款1項1目療養給付費等負担金5,600万円。同2項1目財政調整交付金1,533万9,000円の増額は歳出一般被保険者の保険給付費の補正に伴うもの。4款1項1目の療養給付費交付金1,400万円は退職被保険者等の保険給付費の補正に伴い、その財源として各補助率で増額補正をしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金の計9,382万5,000円は国民健康保険団体連合会通知によるものです。

47、48ページをお開きください。

8款1項1目4節給与費等繰入金495万5,000円は国保会計職員人件費の補正により同額を一般会計から繰り入れております。

9款1項1目繰越金641万円は前年度繰越金を計上しております。

続いて、49、50ページです。

歳出1款1項1目一般管理費495万5,000円の増額は、職員の移動及び人事院勧告の実施により、補正を行ったものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費の計1億1,000万円の増額は決算見込みによるもの。同2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の計7,900万円の増額も医療費の決算見込みによるものです。

7款1項1目高額医療費拠出金及び4目保険財政共同安定化事業拠出金372万6,000円は国民健康保険団体連合会の通知により減額補正を行うものでございます。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金30万円は決算見込みにより増額補正をしております。文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第75号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第76号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書53ページをお開きください。

第1条歳入歳出の予算総額からそれぞれ160万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,939万7,000円とするもので、職員の課内での担当がえ及び人事院勧告関連の補正のみでございます。

事項別明細書56、57ページをお開きください。

歳入3款1項1目一般会計繰入金160万3,000円を減額し、8,013万9,000円とするもので、1節事務費繰入金の減額は一般会計からの人件費分の補正です。

58、59ページをお開きください。

歳出1款1項1目一般管理費は人件費160万3,000円の減額を行っております。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第76号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第77号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書の60ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ819万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,239万5,000円とする。第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表による。

63ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

1の変更は限度額のみの変更で、以下従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、公共下水道分、限度額変更前7,470万円、変更後6,790万円に、680万円の減額でございます。同じく流域下水道分、変更前2,570万円、変更後2,400万円の170万円の減額でございます。特別措置分、変更前4,520万円。変更後4,500万円に、20万円の減額でございます。算定基準の変更に伴い、それぞれ減となっております。

64ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、5款繰入金は一般会計繰り入れで収支調整となっております。

6款繰越金は前年度繰越金の確定によるものです。

7款緒収入は還付消費税の確定によるものでございます。

なお、8款町債は、63ページの町債の変更による減額となっております。

66ページの歳出は1款総務費、2款下水道事業費、ともに人事異動に伴う人件費の増額です。

3款公債費は町債借入額の確定によるものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員で賛成としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第77号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第78号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会

計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の68ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,707万3,000円とする。

第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条地方債の変更は第2表による。

71ページ、第2表地方債補正でございます。

1の変更は限度額のみの変更で、以下は従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額変更前2,350万円が変更後2,270万円に、算定基準の変更に伴い、80万円の減額となっております。

72ページ歳入ですが、3款繰入金は一般会計繰り入れて、収支調整となっております。4款繰越金は前年度繰越額の確定によるものでございます。6款町債71ページの町債の変更による減額となっております。

74ページの歳出でございますが、2款農業集落排水事業費は公共柵設置増による工事請負費の増額でございます。3款公債費は利子の確定による減額でございます。質疑といたしまして、工事請負費の公共柵設置工事請負費について、公共柵が増加しているのかの問いに、今まで年間0件から1件でした。当初予算では年間2箇所を計上していましたが、今年は予算以上の支出があり、田や更地への新築や、もともと1軒の土地を分割し2軒にする人がふえたことによることです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第78号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第79号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書76ページでございます。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

次の77ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用268万1,000円の減額は人事異動に伴う人件費の減額です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第79号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議員発議第1号

○議長（三角 良人） 日程第17、議員発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。

10番、合屋伸好議員。

○議員（10番 合屋 伸好） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書でございます。

お手元に資料が届いておろうかと思えます。

提案の理由を説明いたします。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることがございます。

昨年、行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待してもサラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算がされず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応したものにするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。この意見書への皆様の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

なお、提出先は2ページ目記載のとおりでございます。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提出議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 1つ、2つ、質問したいんですけど。

年金の場合は町の負担が出てくるんですか。

それと前、つぶれましたよね、合併とか何とかの形で。それは、どういういきさつでつぶれたか、2点だけ教えてもらえますか。

○議長（三角 良人） 誰がする。わかる。

町長、わかります。誰か答えてもらえん。合屋議員。

○議員（10番 合屋 伸好） なくなったというのは国の制度改革ということでございましたので、議員と名のつく者全ての年金が同時になくなったということでございました。

国会議員も含めまして。

○議長（三角 良人） わかりました。わかった。

町長、お願いします。

○町長（中嶋 裕史） 議会議員、国会議員も含めて、年金が廃止になりまして、その分、今、年金をもらっている方については、町費から全額納めているという状況です。

○議長（三角 良人） 三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 新しく、今度、例えば、できるとしたら、やはり、町から年金っていうのは半分、公務員の場合出ると思うんですけど。役場から支出せないかんようになるんですか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 雇用主負担ということで町が半額ちょっと多いですけど、それについては負担をしなくてはならないということになります。

○議長（三角 良人） よろしいですか。

○議員（5番 三角 栄重） もう1つだけ。ごめんなさい。

○議長（三角 良人） 三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） 財政の厳しいなか、決まったら出さないかんのでしょうか。町長としては、それは賛同ですか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） それは、若い人たちのためには僕は必要だというふうには思います。

議会議員になると、自分が稼ぎよう部分はやめないかん、自営だとかそれはしよっても、それは保険があるような自営の仕事はしてないから、国民年金でしかないわけですので。

やっぱり、議員になった以上は、老後も議員としての活躍をしようとするれば、それだけの年金っていうのは確保しなければ。そういったことから、昔は国会議員については、ちょっと1期ぐらいしかしとらんでも、国会議員については年金があると、僕らは中学校のときに、そういうふうにして習ったんですけども。それは若干違うような感じがしたんですが。しかし12年ぐらい、3期ぐらいすれば年金がついておりました。町議会議員も3期からついておって、大体3期で7万円ぐらい年金をもらっておりました。それは普通の年金と合わせて、合算をできるということで。その年金が、今、市町村共済組合も厚生年金も一緒になって、全部が1つになった関係から、それは崩れております。

町村の共済年金というのは、本俸だけで、本俸が高いわけです、職員の場合。それで年金額も高い。そのことによって、年金もたくさんもらいよったわけですが、民間側からすると本俸は低くして、そして諸手当で生活費のほうを補うというようなシステムになっておったから、年金の納める額というのは民間の方が少ないわけ。だから、もらう額が少ないわけですが。そこで、大きな会社は、例えばNTTだとか、そういったところは企業年金、社内年金をして、そして合わせると年金がより多くもらえて、安心した老後が送れるという状況になっておったわけでございまして。

一本化したことによって、かなり無理な一本化であっておりますので、ちょっと混乱が来てお

るというふうな。だから、町職員については、年金はものすごく下がっておるという状況。月額20万円には、ほとんどの人がならないんじゃないかというような状況でございます。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。

これにて質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議員発議第1号について採決に入ります。

議員発議第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議員発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第18. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より住民課の業務について、総務建設産業委員会より都市整備課の業務について。以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、全員協議会を特別会議室ですぐに行います。終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。

平成28年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時50分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 10 番 合 屋 伸 好

署名議員 11 番 原 野 敏 彦